



ロータリー 青少年保護の手引き

Rotary 

「ロータリー青少年保護の手引き」は、安全かつ安心できる環境で青少年・若い人がロータリープログラムや活動に参加できるようにするための、総合的な手引きです。地区の青少年を守るための効果的な手続きを作成・実施・維持するためのガイドラインも含まれています。この手引きの内容は、地元の法令に合わせて適宜調整し、地元で作成された研修資料と併せてご利用ください。

この手引きは、地区ガバナーと地区青少年保護役員をはじめ、インターアクト、RYLA、ロータリー青少年交換にかかわるすべてのクラブ・地区リーダーにご参照いただけます。また、その他の青少年活動や社会的に弱い立場にある人びとが参加する活動においても、この手引きを参考にしてください。

この手引きは、ロータリー会員の実際の活動や経験に基づくベストプラクティスに基づいています。本文中で言及されている方針は、ロータリー章典に詳しく記載されています。国際ロータリー理事会による決定は、本書に記載された情報に優先します。

目次

| | | | |
|----------------------|----|-----------------------|----|
| 1. 青少年保護の取り組み | | 4. 意識向上と虐待防止 | |
| 青少年と接する際の行動規範に関する声明 | 1 | 安全を重視する文化を培う | 17 |
| 用語の意味を理解する | 2 | 成人と青少年の間の適切な境界 | 17 |
| 2. リーダーの役割 | | 参加者間の適切な境界 | 20 |
| 地区ガバナー | 4 | 虐待とハラスメントに気づくために | 21 |
| 地区プログラム委員長 | 4 | 加害者を見分ける | 23 |
| 地区青少年保護役員 | 5 | 手なづけの行為に気づく | 23 |
| クラブの会長、各種プログラム委員長、 | | 地域社会の手なづけ | 24 |
| その他の役員 | 5 | 5. 対応と報告 | |
| 全員の役割 | 5 | なぜ対応が重要なのか | 25 |
| 3. 青少年保護の手順 | | 成人による不適切な行為への | |
| 青少年保護の方針 | 7 | 対応の仕方 | 25 |
| ボランティアの選考と審査 | 8 | 青少年による不適切な行為への | |
| ボランティアの研修 | 10 | 対応の仕方 | 26 |
| モニタリングと監督 | 11 | 虐待またはハラスメントが報告された時の対応 | 27 |
| 参加者への支援 | 11 | 報告を妨げるさまざまな要因 | 29 |
| 文書保管および極秘情報管理 | 12 | 補遺資料A. | |
| 法人化と保険 | 12 | 地区青少年保護方針の見本 | 31 |
| 旅行 | 13 | 補遺資料B. | |
| 宿泊を伴う活動 | 13 | 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する | |
| インターネットの安全性 | 14 | 指針の見本 | 35 |
| 危機管理 | 15 | 補遺資料C. | |
| | | 青少年プログラムボランティア | |
| | | 面接質問の見本 | 43 |
| | | 補遺資料E. | |
| | | 青少年プログラムボランティア | |
| | | 身元照会の見本 | 45 |
| | | 補遺資料F. | |
| | | 参考資料 | 47 |

1

青少年保護の 取り組み



ロータリーは長年にわたって青少年への奉仕を行ってきました。毎年、30万人を超える青少年が、インターアクト、ロータリー青少年交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) などのロータリープログラムに参加しています。さらに、数多くのクラブや地区によるメンタリング (個人指導)、予防接種、職業訓練、識字率向上などのさまざまな活動は、若者や社会的に弱い立場にある人びとを支援することを目的としています。

しかし、どのような団体やプログラムでも、虐待の問題や危機的状況が起こる可能性があります。虐待の加害者は、児童や未成年者に簡単に近づくために指導者やコーチなどの役割に就くチャンスを探しています。青少年との活動に熱心な大人の多くは、自分たちに寄せられた信頼を悪用しようとする人がいるなど思いもしません。国際ロータリーは、青少年保護を非常に重大な責任として受けとめています。虐待を防ぎ、虐待があった際に適切な対応を直ちに取れるような安全な環境をつくれるかどうかは、ロータリー会員にかかっています。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

この行動声明は、青少年と活動するあらゆる状況で守るべき基本的な原則を示しています。

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者およびパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

この原則は、地区、クラブなどあらゆるレベルに属するロータリー会員やその他のボランティアに適用され、ロータリーの資料、プログラム、親や保護者への連絡においても守るべきものです。

ロータリーは「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を強化するために、若い人たちの安全を最優先する方針を追加しました。これらの方針は、地区やクラブが地元の青少年保護法や手続きを順守し、懸念事項や問題が発生した際の対応方法を定めることを求めるもので、青少年が参加するあらゆる活動やプログラムに適用されます。

ロータリー青少年交換プログラムでは、プログラム独自のリスクに対応するための方針が設けられています。この方針は、地区認定のプロセスでさらなる安全対策を講じ、地区間での一貫性を高めるものです。地区がロータリー青少年交換に参加するには、**ロータリー章典**の青少年保護およびロータリー青少年交換の項目に記載された認定条件をすべて順守していることを証明しなければなりません。認定条件の詳細については、youthexchange@rotary.orgにお問い合わせください。

細かい配慮の行き届いた手続きを定め、指針を順守してはじめて、プログラム参加者とボランティアの両方を守り、プログラムの使命と目的を果たすことができます。地区レベルでは地区青少年保護方針を定め、クラブレベルでも同様の管理を行うことで、次のことが可能となります。

- ロータリーの青少年保護へのコミットメントを明らかに示す
- 虐待の発生を予防、またはその影響を和らげる
- 青少年プログラムの長期的発展を支える
- 参加者とその家族からの信頼を得る

用語の意味を理解する

本手引きでは、特定の意味をもつ用語が使用されており、包括的な方針、研修計画、対応策を理解するには、これらの用語を理解することが重要となります。これらの用語、および青少年保護や虐待といったトピックについて話す際に地元で使われる用語について、地区で話し合みましょう。青少年保護に関するトピックは議論するのが難しい場合があるため、すべての人が用語の意味を同じように理解し、不適切な行為や虐待があった場合に正しい用語を使用できるようにしておくことが特に重要です。一部の用語は、後の章でさらに詳しく取り上げられています。

ボランティア: 監督者の有無にかかわらず、ロータリーの青少年活動で若い人々と直接の接触を持つすべての成人。ロータリーの青少年プログラムでは、ボランティアには以下が含まれます。

- クラブと地区の青少年交換役員および委員会委員
- カウンセラーまたはアドバイザー（顧問）
- 活動中または外出中に参加者と連絡を取ったり、参加者を行事に送迎したりする会員、非会員、およびその配偶者やパートナー
- ホストファミリーの兄弟姉妹やその他の家族を含む、ロータリー青少年交換のホストファミリーの親とその他同居している成人
- 青少年プログラムの運営を援助する青少年プログラム学友

青少年プログラム参加者: 成年・未成年を問わず、ロータリー青少年プログラムに参加する人。

加害者: 虐待や嫌がらせ（ハラスメント）を行う人。加害者のほかに、搾取者、児童虐待者、児童性的虐待者、小児性愛者といった表現が使用される場合もあります。

告発された人／疑いをかけられた人: 虐待や嫌がらせを行ったとされる人物は、調査中、このように呼ぶことができる。

精神的、心理的、または言葉による虐待: 他者の行動を支配するために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。その例として、人を拒絶する、正常な社会関係を築くのを妨げる、年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認などの特徴に基づいて軽蔑的な発言をする、などがあります。

身体的虐待: 痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として身体的に接触すること。

放置（ネグレクト）: 青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療、心のケアを提供しないこと。

同意: 情報を与えられ、認識し、自発的に活動や行動に参加する意思決定。

性的虐待: 暗黙あるいは明示的な性的行為に関与あるいは手配すること。これには、性的行為を単独で行うように圧力をかけること、または暴力や強制によって年齢や性別を問わず他の人や同意能力のない人と直接的に性的関係を持つことが含まれます。成人と未成年者または青少年プログラム参加者の間におけるいかなる性的行為、または同世代間におけるいかなる同意のない性的行為も、性的虐待とみなされます。性的虐待の例には、のぞき見、公然わいせつ、ストーカー行為、電子的方法によるハラスメントや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれます。

性的ハラスメント: 同意したくない、または同意能力のない人に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質をもつ発言もしくは行為。

これには身体的または言葉によるものがあり、テキストメッセージやソーシャルメディアのような電子コミュニケーションの形で起こります。時として性的ハラスメントは性的虐待へとエスカレートし、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、不適切な行為に慣れさせるために用いる場合があります。性的ハラスメントには次のような例があります。

- 性的な呼び名や冗談、性的行為に関連する言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及

- 性的なものを含む、個人的もしくは秘密の贈り物
- 性的な性質をもつ発言や叙述
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的行為の要求
- 性的な示唆を含む目線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的接触
- 卑猥な言語や身ぶり手ぶり
- 性的示唆や侮辱を含む言葉

手なづけ: 性的虐待を目的として、相手を油断させて信頼を得るために精神的なつながりをつくること

地域社会の手なづけ: 自分が思いやりがあり、親切で、尊敬に値すると人であると地域社会の人たちに思わせることで、虐待を狙う行為の兆候が無視されるよう操る。

2

リーダーの 役割



子どもの安全を重視した環境づくりには有能なリーダーが欠かせません。青少年の保護は青少年プログラムにかかわるすべての成人の義務ですが、国際ロータリーと地区の方針の順守においては、特に地区ガバナー、各種地区プログラム委員長、地区青少年保護役員、クラブ会長、クラブ青少年プログラム委員長による徹底した監督が重要となります。これらのリーダーが連携して、青少年の安全に対する人びとの意識を高め、青少年保護の手順を作成、実施するべきです。

地区ガバナー

地区ガバナーは、青少年のためのプログラムと活動を含む地区プログラムを監督、管理する責務を担います。地区委員長とその他のボランティアは、ガバナーの監督下で活動し、ガバナーへの報告を行います。青少年プログラムは繊細な注意を必要とするため、ガバナーは、事務総長により決定された青少年保護に関する研修を修了することが義務づけられています。ガバナーはまた、就任前に、地区が参加するプログラムをできるだけ把握しておくことが奨励されます。

ガバナーは以下の責務を担います。

- ロータリー青少年交換を含むすべての青少年プログラムについて、ロータリー章典に沿った青少年保護方針が地区で定められていることを確認し、法律の専門家を起用して地区の方針が地元の法律に則していることを確認する。
- 地区委員会と協力して、地区全体で方針が守られるようにし、虐待やハラスメントの申し立てとその他の危機的状況に対して適切な対応が取られるようにする。
- 青少年プログラムの責任が地区やクラブのほかの役員に委任されている場合でも、必要であれば介入してプログラムを管理する。
- 青少年と活動するボランティアとしての適性が疑われる行為、法的訴訟や犯罪歴（青少年保護の違反と直接関連しないものも含む）を綿密に確認するための委員会または手続きを定める。

地区プログラム委員長

ガバナーは毎年、地区が参加する各青少年プログラムの委員長を任命または再任すべきです。プログラム委員長はクラブと地区レベルでの活動を監督、指揮するとともに、クラブと地区の窓口となります。委員長の任期を複数年とすることができますが、一貫した管理を行うには、後任者のための効果的な引継ぎ計画を立てることが重要です。

地区青少年プログラム委員長は以下の役割を担います。

- 国際ロータリーと地区のあらゆる青少年保護方針およびプログラム運営について熟知し、地区とクラブのプログラムが方針の要件を必ず満たすようにする。
- クラブでの研修、参加者の審査と選考、プログラムの詳細な計画、リスク管理を援助する。
- 青少年のサポート体勢を築き、青少年が問題を報告し、適切に対処できるように支える。
- 国内外の関係者にプログラムの課題や成果を伝え、クラブ間の連絡窓口となる。
- 地区の青少年保護役員（またはガバナー）と連携して、虐待、ハラスメント、その他の危機的状況のあらゆる申し立てに対し、即座かつ十分に対応する。
- 青少年プログラムの活動について、常にガバナーに報告を行う。

元プログラム委員長が青少年活動の経験と知識を引き続き生かせるよう、地区にアドバイザーとしての役割を設けることが奨励されています。これを地区の正式な役職とする必要はありません。

効果的な引継ぎ計画ガバナーは、継続性を念頭に置いて、委員会の任命を行うべきです。青少年プログラムの運営には特別な知識と経験が必要なため、経験豊かな委員のノウハウを活かして委員会内でリーダーを育成できます。前任者と後任者が一緒に任務にあたる時期を設けるなど、重要な手続きや方針に関する知識の引き継ぎをしっかりと行うための計画を立てましょう。

地区青少年保護役員

すべての青少年プログラムで青少年の保護を徹底するため、ガバナーは、青少年保護役員を任命することが強く奨励されています。この役員は、虐待、ハラスメント、その他のリスクや危機に対応できる人で、また、カウンセリング、社会福祉、法律、警察、子どもの発達の分野での専門的経験を有する人であるべきです。

青少年保護役員は以下の役割を担います。

- 青少年保護に関連する国や地域の法令への変更、およびRI方針の変更を確認して、これを地区の方針と手続きに反映させ、ガバナーと地区プログラム委員長に伝える。
- 地区およびクラブと協力し、すべてのロータリー会員に青少年保護の義務について指導する。
- すべての青少年プログラムにおいて、ロータリーの方針と国の法律に沿った適切な審査が行われていることを確認する。
- ロータリー会員とそのほかのボランティアの選考を監督し、適切な選考記録があることを確認する。
- ロータリー会員やそのほかのボランティア、および青少年プログラム参加者とその親に対して、適切な研修が実施されるようにする。
- 申し立て、ハラスメント、または危機的状況に対して適切な対応が行われるよう監督し、すべての関係者の利益を守る。
- RIの方針に従い、地区ガバナーと協力して、虐待、ハラスメント、その他の危機に関するすべての申し立て、および青少年との活動を禁じられているすべての人に関する記録の秘匿性を保つ。
- リーダーが交代してもこれらの人の禁止が毎年適用されるようにする。

大地震、列車事故、テロ事件、社会騒乱、学校での殺傷事件など、想定外の事態が起こる可能性があります。青少年保護役員はこういった緊急事態に地区が何をすべきか、プログラム参加者の安全を守るために親や法的保護者などの関係者と必要な連絡をどう行うべきかを検討しておく必要があります。

クラブの会長、各種プログラム委員長、その他の役員

ロータリークラブの青少年活動の運営は、会長が全体的な責任を負い、委員会が会長を支援します。

会長および委員会は以下の役割を担います。

- クラブと地区のあらゆる青少年保護方針とプログラム運営方針を熟知し、方針と要件が必ず守られるようにする。
- 必要な研修、審査、手続き調整、リスク管理を行う。
- 青少年プログラム参加者と定期的に会い／連絡し、プログラムに関する意見や感想を聞く。
- 地区の青少年プログラム委員長および地区青少年保護役員と連携し、虐待、ハラスメント、その他のあらゆる申し立てに対して、即座かつ適切に対応する。

全員の役割

地区の手続き、RIの方針、国の法律など、あらゆる青少年保護方針を順守するには、クラブ全体で青少年プログラムを支え、効果的に管理する必要があります。クラブレベルのボランティアとプログラム役員は全員、ロータリーと地区の方針を理解していなければなりません。また、青少年保護に関する懸念があれば、クラブ会長と協力して、地区リーダーおよび（または）地元警察に直ちに連絡しなくてはなりません。

青少年またはプログラム参加者に対する性的虐待または性的ハラスメントの罪を認めた人、有罪判決を受けた人、またはそのような罪を犯したことが知られている人は、それが何年も前のことであっても、ロータリー会員になる資格はありません。性的虐待、性的ハラスメント、または地域社会の規範から逸脱する行為を認めた人、有罪判決を受けた人、またはそのような罪を犯したことが知られている人は、ロータリーを通じて青少年と活動することが禁じられます。

国際ロータリーの職員

国際ロータリー事務局の職員は、インターアクト、RYLA、ロータリー青少年交換を実施する地区をお手伝いし、青少年保護の事柄に関して地区とクラブをサポートします。事務局の役割には、ロータリーの方針の実施、地区が海外のパートナーと連絡を取るための援助、地元警察への報告、メディアからの問い合わせへの対応、参加者がかかわる困難な状況に直面しているクラブと地区への一般的な指針の提供が含まれます。

RIの方針に関する質問がある場合、
またはメディア関連の援助を必要とされる場合は、
Eメール (youthprotection@rotary.org) でご連絡ください。

3

青少年保護の 手順



青少年保護の方針

青少年プログラムに参加するロータリー地区は、ロータリー章典および「青少年と接する際の行動規範に関する声明」に沿った手順と方針を作成する必要があります。これには、ロータリーの経費で青少年が旅行する際の指針も含まれます。

地区ですべての青少年プログラムに適用させる青少年保護方針を一つ定めることを考えるかもしれませんが、プログラムごとに考慮すべき独特な側面もあります。例えば、ロータリー青少年交換では、地区がプログラムに参加する条件として、国際ロータリーからの認定を受けることが義務づけられています（ロータリー章典の青少年交換のセクションを参照のこと）。

青少年プログラムの方針には、青少年保護の手続きだけでなく、プログラム運営の全般的な指針も含めることで、すべてのボランティア、プログラム参加者とその家族が、各自への期待事項を十分に理解できるようにする必要があります。地区青少年保護方針においては、あらゆるリスクを想定すべきです。プログラムに伴うリスクは何か、また、それらのリスクをどのように軽減できるかを検討してください。研修を計画、実施する際には、国際ロータリーの方針に沿って青少年プログラムを運営するためにロータリー会員が何を知っておくべきかを考えましょう。

効果的な地区青少年保護方針には以下の要素が含まれます：

- ロータリーの「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を含む方針声明
- クラブが地区と国際ロータリーの方針と要件を確実に順守するための手順
- ボランティアの審査と選考のための基準と手順
- 青少年と接するボランティアの研修方法

- 参加者のための支援ネットワークとリソース
- プログラムに関する資料の管理と部外秘文書の保管方法
- 虐待またはハラスメントの疑い、申し立て、ならびに確定した事件の報告と調査の指針
- 不適切な言動をした人に対処するための懲戒の方針
- 危機管理の手順（連絡網、連絡手段など）
- ボランティアと参加者の電子データと個人情報を安全に保管する方法に関する方針
- 参加者の旅行に関連するリスクの管理の方法（監督と監視に関する期待事項を含む）



地区は、すべてのクラブがロータリーの方針と国の法律を順守するよう確認する責任があります。方針や法律への違反があった場合、個人の会員身分やクラブ加盟の取り消し、または地区の全プログラムの活動停止など、深刻な結果を招く恐れがあります。

地区青少年保護方針の見本（補遺資料A）をご参照ください。方針は、青少年プログラムの種類と規模、地元の法律や規制によって異なります。プログラムの運営に影響を及ぼす法令を十分に検討し、必要な情報はすべて地区の方針に盛り込みましょう。

ボランティアの選考と審査

どのようなボランティア審査の方法を用いても、虐待とハラスメントが起こる可能性を完全になくすことはできません。しかし、徹底した手続きを踏むことで、過去に不適切な行為をしたボランティア申込者を特定したり、危険人物によるボランティアの申請や青少年との接触を防ぐことができます。厳密な審査と選考プロセスを定めることで、地区が青少年保護に力を入れていることをボランティア申込者に示すだけでなく、参加者とその親、地元市民に対し、子どもの安全を守るために地区が最善を尽くしていることを示し、信頼を築くことができます。以下の要素に応じて審査の程度が異なります。

- ボランティアの役割（青少年プログラムや参加者の扱いに関して直接的な権限を有する立場にあるかどうか、など）
- 参加者と接する頻度（例：偶発的、まれ、定期的、頻繁、など）
- 接触の種類（グループでの交流、宿泊の監督、監督なしでの一对一の接触、など）

例えば、青少年交換のホストファミリーは、地元小学校で集団活動のボランティアを行う人よりも、ずっと厳しい審査を受ける必要があります。国によっては、泊りの活動に関わるボランティアには犯罪歴調査などの審査が義務づけられる場合もあります。地元の弁護士や法律専門家、青少年団体などに連絡し、ロータリーの最低要件よりも厳しい基準が地元で定められているかどうかを確認してください。

青少年がかかわるすべての活動において適切な審査を行うことが強く推奨されています。ロータリー青少年交換のように、成人（ロータリー会員、または会員ではないボランティア）が監督なしで青少年と頻繁に接触をもつ活動では、包括的な審査が不可欠です。

以下の一連の審査と選考手続きは、懸念すべき情報を事前に見つけることを目的としており、クラブと地区の青少年プログラムでボランティアとなるすべての成人に対して行うべきものです。



ボランティア申込書: 申込書には、以下の項目を含めるべきです:

- 申込者の連絡先
- 身元保証人とその連絡先
- 過去に虐待やハラスメントに関する犯罪歴がない（または係争中でない）ことを述べた声明書
- 虐待やハラスメントに関する過去の容疑を説明する項目
- 署名入りの免責同意書
- クラブか地区による犯罪歴調査実施の免責同意書、または申込者本人による犯罪歴調査書の入手と提出の意思表示

補遺資料Cにあるボランティア申込書の見本をカスタマイズしてご使用ください。また、ボランティアの役割に関する関心と専門知識、および青少年と活動した経験についての質問を含めることもご検討ください。



申込書を審査する際には、追加情報や説明が必要と思われる項目がないかどうか注意してください。これには、青少年活動に対する過剰な関心（特に一定の年齢層や性別へのこだわり）、職歴の空白期間、頻繁な引っ越し、未記入項目などがあります。これらは必ずしもその人が危険人物であることを示すものではありませんが、潜在的リスクを見逃さないために、遠慮せずにさらなる情報や説明を求めましょう。

個人面談: 青少年の扱いを専門とする職業の人、またはロータリー青少年プログラムで豊かな経験をもつロータリー会員が、直接会って面談すべきです。ボランティア申込者がロータリーやプログラムについてよく知っている場合でも、事前に作成した標準的な項目に沿って、すべての人と同じ質問を尋ねてください。青少年プログラムのボランティアは、信頼でき、親身になって参加者をサポートし、忍耐力がある人であることに加え、適切な判断力があり、成人と青少年の間の適切な境界を理解し、青少年保護方針の順守を理解している人が重要であることが重要です。



過去に児童や大人への虐待または性的いたづらをしたことがあるかどうかを尋ねてください。直接尋ねるのは気まずいと感じるかもしれませんが、あえて尋ねることにより、クラブや地区が虐待とハラスメントを深刻にとらえていることを示すことができます。また、申込者がこの質問にどう答えるかに注意を払ってください。申込者が防御的になったり、あいまいに答えたりした場合、その人の過去をもっと詳しく調べたほうがよいかもしれません。シンプルにはっきりと「いいえ」と答えるのが最も適切な回答と言えます（ただし、その国の文化にもよります）。この質問に申込者が気分を害した場合、潜在的な危険人物を見つけるためにこのような直接的な質問が有効であることを率直に伝えましょう。面談でこの話題を持ち出す適切な方法や、要注意の回答にはどのようなものがあるかを、青少年保護に詳しい地元の専門家に相談するとよいでしょう。



次のような身元保証人には注意を払う必要があります。1) 協力に消極的である、2) 身元保証人が提供した情報が、申込者が述べたことと矛盾している、3) 特定の質問に対する回答が曖昧である、4) 申込者のことをよく知らない、5) 申込者と短期間または表面的な関係しかない。いずれかに該当する場合は注意が必要であり、申込者との十分な確認が必要となります。

身元照会: 身元照会は、身元保証人への電話や面会で行うことができます。身元保証人への標準的な質問項目には、「いつ頃から、どのような関係で申込者を知っているか」「申込者は青少年と接する活動に携わる十分な資格があると思うか」「申込者が青少年プログラムにボランティアとして参加することに懸念があるかどうか」などがあります。補遺資料Cのボランティア申込書の見本と補遺資料Eの身元保証人に尋ねる質問（推奨）をご参照ください。

ロータリーにかかわった経験がある人や、ほかの青少年団体でのボランティア経験がある人であっても、身元照会を省略しないでください。どのような場合も、少なくとも3名の身元保証人に連絡することが推奨されています。申込者の親族は身元保証人として認められず、ロータリー会員は1名まで認められます。身元保証人に連絡した日付と各質問に対する回答を記録しておきましょう。

犯罪歴調査: 加害者となり得る人を避け、また犯罪歴のある人をプログラムから除外するため、犯罪歴調査は重要となります。青少年奉仕団体の多くは、監督なしで青少年と接する機会のないプログラムでさえも、青少年と接するすべての成人ボランティアに対する犯罪歴調査を義務づけています。

ただし、ボランティアの身元調査を第三者が行うことが地域の法令によって禁止されている場合もあります。その場合、ボランティア自身が身元調査を依頼し、詳細な書類をクラブまたは地区に提供することも可能かもしれません。いかなる手段でも犯罪歴調査の実施が法的に不可能である場合、犯罪歴調査に代わる審査と監督方法を用いてください。例えば、参加者と接触する際の監督を強化する、身元保証人の数を増やす、より徹底した面談を行う、申込書で青少年プログラムでの経験やボランティアとしての適性について記入する欄を増やす、などがあります。

少なくとも2年に1度、ボランティアの犯罪歴を十分に調査することが推奨されています。また、可能な場合には、調査に以下を含めます：

- 他の都道府県での犯罪歴
- 政府発行の身分証明書
- 申込者に別名がある場合、その別名における履歴の調査
- 申込者が過去7年間に住んだ地域での検索
- 国の指紋データベース検索



犯罪歴調査だけに頼らないようにしましょう。これは、申込者が青少年と接するのに適した人であるかどうかを判断する方法のひとつにすぎません。逮捕歴や起訴歴がなければ危険人物や虐待歴のある人でないとは限りません。

自宅訪問: 青少年交換学生のホストファミリーには、交換の実施前と実施中に自宅訪問を実施します。日常生活をより正確に把握するため、抜き打ちで、または直前まで知らせずに訪問を行うこともあります。

その他の考慮事項: ロータリー青少年プログラムにボランティアとして参加することは、権利ではありません。地区とクラブの役員には、定められた基準を満たすボランティアを選ぶ責任があります。ロータリアン、ローターアクター、ロータリー会員の家族、非会員を含め、青少年と監督なしで頻繁に接触する成人は、その適性を厳密に審査すべきです。また、ボランティアの選考においては、申込書、面談、身元照会、犯罪歴調査など、あらゆる審査方法を検討すべきです。審査を受けたがらない人は、ロータリー青少年プログラムに関与すべきではありません。

国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメントを自ら認め、有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、青少年プログラムに参加することを禁じています（[ロータリー章典の青少年保護の項目を参照](#)）。各地区は、ほかにどのような容疑や有罪判決を受けた人にボランティアの資格がないのか、法律や慣習に基づいて検討してください。例えば、資金や会計がかかわる不正行為で有罪判決を受けた人は、地区資金に関わる役割を担うべきではありません。地区は、窃盗、詐欺、飲酒運転といった犯罪にも注意すべきです。また、調査結果について抗議された場合の対応方法も検討しておくといでしょう。

青少年プログラム参加者との接触の頻度が少ない、または間接的な接触しかない成人については、地区が略式の審査方法を決めておくことをお勧めします。例えば、青少年交換学生が一晩、あるいは週末を友人の家族宅で過ごす場合などです。このようなことを承認するかどうかは、各地区が法律や慣習に基づいて判断してください。

ボランティアの研修

青少年保護方針が作成されていても、ボランティアへの研修が不十分であれば意味がありません。研修は、青少年の安全を守る方法を教えるだけでなく、青少年保護を重視する姿勢を伝え、育むためにも不可欠です。

ボランティアは全員、以下のトピックについて研修を受けるべきです：

- 性的加害者によく見られる行為はどのようなものか、性的加害者はどのように他人を操ろうとするか
- 虐待とハラスメントにどのように気づくことができるか
- 参加者に不快を感じさせないために、どのように接すべきか
- ボランティアが指針に沿って適切に行動することで、虚偽の申し立てから自身をいかに守れるか
- 手なづけようとする行為に気づき、それにどう対処するか
- 申し立て、虐待や申し立ての疑い、懸念される行為があった場合に、地区リーダーまたはRIにどのように報告するか

定期的に研修を実施し、プログラムやボランティアの役割に関する具体例を提示するなどして実用的な内容としてください。

研修内容は役割ごとに異なるものとなりますが、すべての研修に虐待、ハラスメント、リスク防止方法を盛り込む必要があります。ボランティアのニーズに応じて、さまざまな形式を採用できます（オンラインでの研修、直接顔を合わせる研修、印刷資料の配布など）。成人と青少年の間で、または青少年同士で交わされる身体的接触、ネットや言葉でのやりとりにおける適切な境界とはどのようなものかを、ボランティアが理解することが重要です。

地域の文化、方針、プログラムの内容に応じて研修内容を決めてください。地区青少年保護役員、地区プログラム委員長、ロータリーのカウンセラーなど、主な役職について説明した資料を作成し配布することで、各自が責務を理解し、これに同意した上で役割を引き受けることができます。



青少年がかかわる事件が起きてしまった（または、かろうじて回避された）場合には、再度研修を行う必要性を示している可能性があります。研修は、懸念に対処し、青少年の安全を脅かす新たな傾向を認識し、ベストプラクティスを紹介し、支援を提供するための手段でもあります。

モニタリングと監督

ボランティアと参加者の監視を徹底させることで、説明責任の重要性に対する意識を高めることができます。これは、青少年の安全を守り、虚偽の申し立てを防ぐためにも重要です。監督され、モニタリングされていることを知っていれば、不適切な行為の可能性が減るでしょう。インターアクトクラブの活動やRYLA合宿への抜き打ち訪問、青少年交換ホストファミリーへの訪問など、青少年プログラムをモニタリングする計画を立ててください。以下は主な留意点です：



記録に残す：訪問の正確な記録を残すことが極めて重要です。これには、訪問の開始・終了時間、同席者の氏名、観察の所見を含めます。

訪問方法を変える：事前通知する訪問と抜き打ちの訪問の両方を行うとよいでしょう。一定のパターンに沿って訪問を行うと、抜き打ち訪問を予想されてしまい、プログラムの実施状況やボランティアと青少年の接触の実態を正確に把握できなくなります。

安全な環境をつくる：活動の場所が適切かつ安全であるかどうかを判断してください。

慎重に扱うべき活動には、特に気をつける必要があります。合宿またはトイレやシャワーを使用する施設での活動など、慎重さを要する状況では、ボランティアと青少年による方針の順守を徹底することが特に重要です。

成人による十分な監督が行われていることを確認する：参加する青少年の人数に応じて、監督にあたる成人が何名必要であるかを確認してください。

接し方を観察する：青少年と成人が適切に振舞っていることを確認します。不適切な行為があった場合、これを止めさせ、記録に残す必要があります。その上で、方針で定められた手続きに沿って対処します。

意見を求める：活動や行事をすべて観察することは困難です。このため、参加者やボランティアが意見を寄せることのできる方法を設けましょう。匿名アンケートや非公式な対話を通じて、方針や手続きが守られているかどうかを確認できます。

指導する：不適切な行為に気づいたら、即座に対応してこれを止めさせる必要があります。その上で、どのような行為が適切なのかを指導することが大切です。

参加者への支援

ロータリー青少年プログラムの参加者が利用できる支援ネットワークとリソースを整えておきましょう。

虐待とハラスメントに対する意識：青少年が虐待とハラスメントを認識し、必要に応じて問題を報告できるよう、年齢に相応する情報を与える必要があります。このトピックについて啓発するための資料を渡し、参加者が自分の境界を知り、境界が侵されたと感じた場合にははっきりと不快感を表すことができるようにすることが重要です。親・保護者にもこの情報を提供することで、参加者への期待事項を理解してもらい、子どもの安全を守ることができます。

学友の参加：適切であれば、参加者の研修にプログラム学友（元参加者）を招き、そのスキルと経験を生かしてもらいましょう。思春期の人々が直面する悩み（友人関係から生じるプレッシャー、虐待とハラスメントの防止など）については、年齢の近い人から説明してもらったほうが共感を得やすくなります。学友は、ロータリープログラムの参加者の気持ちをよく理解できるだけでなく、現代の若者が学校や交友関係で直面する悩みがどのようなものかを知っています。

支援のためのリソース:参加者と親・保護者は、緊急事態にどうすべきか、誰に連絡すべきかについて情報を知っておくことで安心できます。男女両方、会員と非会員（学校の顧問、教師、プログラム元参加者など）両方の主要ボランティアの連絡先を提供してください。可能であれば、レイプ被害者相談、自殺防止、LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア）支援、飲酒・薬物認識、警察など、地元の支援サービスを紹介するホットラインやウェブサイトの情報も提供しましょう。また、緊急時の電話窓口を決めておき、常時サポートできる体制を整えておきましょう。

ロータリーカウンセラー:各ロータリー青少年交換学生には、受入クラブの会員がカウンセラーとして任命されます（極力同性の会員がカウンセラーとなる）。カウンセラーは、定期的に学生と連絡を取り、学生とクラブまたは地区リーダー間の連絡を担当します。カウンセラーは学生の見方であることを、全カウンセラーが明確に理解することが大切です。学生のホストファミリーのメンバーや、交換において権威ある立場にある人（校長、クラブ青少年交換役員など）は、カウンセラーとなることができません。

文書保管および極秘情報管理

研修記録やボランティア審査記録、申し立て報告書など、青少年プログラムの重要書類の取り扱いと保管の方法は、地区が決定します。文書の保管場所（クラブまたは地区）、保管期間、閲覧可能な人など、重要な事項を決めておきましょう。文書の管理と保管についての指針を定める際には、法律を調べ、法律専門家に相談することをお勧めします。

プライバシー保護のため、極秘情報は、その情報を必要とする人以外は閲覧を制限してください。地区は、身元調査、免責同意書、審査の全記録を、地区の文書保管方針と法律に従って安全な場所に保管する必要があります。文書保管方針は、何年も後になって虐待やハラスメントが報告された場合にできるだけ情報が入手できるようにするものとしてください。出訴期限法により記録保管の期間が決まっている場合もあります。申し立てや事件の重要情報はすべて慎重に保管し、リーダー交代により必要な場合のみ共有するようにしてください。

地区は、青少年活動へのかかわりを禁じられている人、またはロータリーへの入会が禁じられている人に関する極秘記録を管理する手続きを定め、これに従わなければなりません。地区リーダーは交代制であるため、（地区が再編された場合も含め）地区でこの記録を管理し、一貫して禁止を徹底させる責任が地区リーダーにあることを、毎年のリーダーが認識することがとても重要です。

極秘情報には、参加者とボランティアの個人情報、財務情報、ボランティア申込書、身元調査書などが含まれます。これらの情報は、徹底した審査に合格し、プログラム運営上、情報を必要とする人（ホストファミリーの審査を行うクラブ青少年交換役員など）以外には閲覧を許可しないでください。地区のウェブサイトに参加者の連絡先が記載されている場合、必ずパスワードでそのページを保護し、適切な役職以外の人には閲覧できないようにしてください。

クラブと地区は、参加者の写真や動画を撮影または使用する場合、個人が特定できる情報を収集・保管する場合、ソーシャルメディア、ウェブサイト、その他の電子的コミュニケーションを参加者と共に使用する場合に、親または法的保護者から書面で許可を得ることを検討すべきです。

法人化と保険

青少年保護で最も大切なのはプログラム参加者の安全と福利ですが、ボランティアの保護とリスク防止の対策も検討しておきましょう。

法人化:独立した法人を設立することで、地区、ボランティア、そして地区青少年プログラム自体をある程度守ることができます。青少年プログラムは合同または単独で法人組織として設立できるほか、単一地区もしくは多地区合同の青少年プログラム団体を合法的な組織として設立することもできます。青少年プログラムを法人化、または多地区合同で法人化することを決定した場合、ガバナー、または任命された代表者がその法人の理事となることが重要です。このような法人に対する地区の権限を保持し、役員を守るため、国際ロータリーは、地区／多地区合同の法人化に関する方針を定めています。方針に関するご質問は、国際ロータリーの[クラブ・地区支援室](#)にお問い合わせください。

損害賠償保険: 損害賠償保険は組織、従業員、またはボランティアの過失による損害賠償や訴訟から組織を守るものです。地元の保険専門家に相談し、適切な補償額の保険に加入してください（最低でも対人・対物賠償責任を含む保険に加入すべきです）。米国の全ロータリークラブと地区は自動的に損害賠償保険に加入します。米国外のクラブと地区は、独自の保険に加入する必要があります。場所にかかわらず、青少年交換のホストファミリーも保険に加入して各種賠償責任から身を守るべきです。

法的書類: ロータリー青少年プログラムでも、未成年者の両親または法的保護者による書面での参加許可を義務づけるべきです。これにより、一定の法的保護が得られ、親または法的保護者が子どもの参加に同意していることが確認されます。

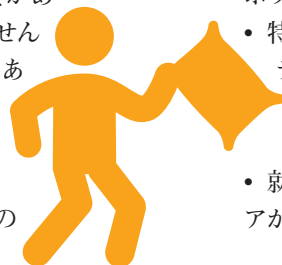
多国籍地区は、法人設立や賠償保険の加入に関して問題に直面することがあります。すべての地区は法律・保険専門家に相談すべきですが、特に多国籍の地区にとっては、専門家の助言を得ることが非常に大事です。

旅行

ロータリークラブと地区は、参加者が地元地域を離れて旅行する機会を提供することがあります。その主な例がロータリー青少年交換です。そのほかにも、インターアクターの研修旅行や国際RYLAなどが挙げられます。こういった経験は若い人たちの人生を豊かにするものですが、どのような旅行でも関係するロータリークラブと地区にはリスクが伴います。

参加者の親または法的保護者からの事前の特別許可がない限り、一人の参加者を自動車に同乗させるべきではありません。

運営者は少なくとも親または法的保護者から書面による許可を取得し、プログラムの詳細を伝える必要があります。このような許可はEメールでもかまいませんが、地区がその他の書類提出を要求することもあります。青少年プログラムの参加者が国外に出る場合、または自宅から240キロメートル（150マイル）以上の距離を移動する場合、旅行の期間中、旅行を手配するクラブや地区にとって納得の



いく補償額の、適切な保険をかけるべきです。補償内容には緊急時の医療サービスや緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などが含まれます。

青少年の旅行を海外のクラブや地区が手配または運営する場合（海外の会員に青少年の受け入れや手配を頼む場合など）、これは青少年交換の活動とみなされます。こういった活動には特定のリスクや責任が伴うため、地区の青少年交換委員会を通じて手配し、すべての参加クラブと地区はロータリー章典に定められたロータリー青少年交換の認定条件を満たす必要があります。

宿泊を伴う活動

旅行や宿泊を伴う活動には、さらなる注意が必要となります。このような活動には、着替え、入浴、自由時間、異なる性別や年齢の参加者が交わる時間がしばしば含まれるため、青少年とボランティアにとって特有のリスクが存在します。このため、より一層の監督が必要とされます。

青少年の旅行に関するロータリーの方針を守ることに加え、宿泊を伴う活動を運営する地区またはクラブは、宿泊活動の監督、施設、就寝場所の手配に関する指針にも従うべきです。

監督

- 青少年とともに宿泊する成人ボランティア全員に対し、事前の審査と研修を行う。安全対策、虐待防止、緊急時と危機の管理について説明する。
- 監督なしでの一対一のあらゆる接触（青少年同士、または青少年と成人）を防ぐ。成人ボランティアが一人しかいない場には、少なくとも二人の青少年がいるようにする。または、青少年が一人しかいない場には、二人の成人がいるようにする。
- ボランティア全員とのミーティングを開いて方針と手続きを確認し、合宿に伴う一般的なリスク、および当該活動に伴うリスクについて説明する。
- 未成年と成人監督者の人数の適切な比率を事前に定め、適切な監督が行われるように十分な数のボランティアを確保する。
- 特定の参加者グループに対し、監督するボランティアを割り当てる。活動中はグループの人数を定期的に数え、全員そろっていることを確認する。
- 就寝時間中も監督が途切れないよう、ボランティアが交代で就寝する。

施設

- 宿泊施設または合宿が行われる場所の物理的境界を明確に定め、ボランティアと青少年プログラム参加者に説明する。
- 高いリスクが存在するエリア（トイレ、出入口、廊下、階段、施錠されていない部屋、教室、事務所、人がほとんどいない場所など）を監視するボランティアを割り当てる。
- 入浴やシャワー、トイレ施設の使用に関する安全手続きを定める。例えば、二人以上が同時にトイレの個室に入らないようにしたり、性別や年齢層ごとにシャワーや入浴の時間を決めたりすることができます。成人ボランティアは、参加者と一緒にシャワーや入浴、トイレを使用すべきではありませんが、シャワー施設や浴場の外で監督すべきです。

就寝場所の手配

- 可能な限り、就寝場所は男女別とし、年代ごとに分けてください。また、参加者のジェンダーアイデンティティと性的指向も考慮し、親や保護者と相談した上で、全参加者のニーズに応えられるよう手配することが重要です。
- 参加者一人につき一つのベッドを使用し、可能な限り、ボランティア一人につき一部屋を手配すべきです。部屋を共有せざるを得ない場合、参加者を監督するために十分な人数のボランティアを確保し、一人の参加者と一人の成人が就寝場所を共有しないようにしなければなりません。また、青少年と成人が違う場所で着替えを行い、別々のトイレ施設を使うようにしてください。

地元の青少年活動団体と相談し、宿泊を伴う場合に地元で適切な慣習やベストプラクティスはどのようなものを判断しましょう。

インターネットの安全性

特に青少年プログラムにとって、インターネットは非常に便利な手段となります。プログラムの情報発信、海外滞在中の友人や家族との連絡、ボランティアや参加者の情報の収集と保管にも使えます。しかし、インターネットに伴うリスクもあり、これを参加者に知らせておくことが重要です。テクノロジーの変化は急速に起こるため、一つの方針でインターネット利用に関するさまざまな問題を網羅することはできません。各プログラムで潜在的なリスクを検討し、リスクに対処するための方針を定めましょう。インターネットの使用がボランティアや参加者の安全を損なうリスクがないかどうかを検討してください。

身の安全: 身体への害または危険がないこと

心理的な安全: 残虐性やハラスメントがないこと、過激な表現が含まれるコンテンツを意図せず閲覧してしまうことがないこと

評判と法的な安全: 社会的、学業上、職業上、法的に望まざる影響がないこと

アイデンティティ、財産、地域社会の安全: 個人情報や財産の窃取がないこと

オンラインデータの管理と利用法を定めたインターネット安全方針の作成により、リスクを特定し、リスク回避に必要な対策を立てることができます。例えば、インターネット上のコンテンツの大半がパブリックドメインにある現状の中で、参加者とボランティアの風評リスクや法的リスクを軽減するにはどうすればよいのでしょうか。その方法のひとつとして、ソーシャルメディアの使い方の研修を行うことで、評判を損ない、危険性を高めるようなコンテンツ投稿によるリスクについて指導することがあります。データ保護と未成年が関わるインターネット使用に関連した法律を調べ、参加者が法律を守るように監督するのは、青少年プログラム実施者の責任です。

学校を基盤とするインターアクトクラブについては、学校側が定めているインターネットの方針やコミュニケーションの方針を守りましょう。

青少年プログラムや参加者に関する情報をEメールで送信したり、誰でも見られるところに投稿したりしてよいかどうか迷った場合には、以下のガイドラインを参考にしてください：

- 青少年参加者の写真や個人情報は、親・保護者による明確な許可と認識がないままシェアしてはなりません。
- また、青少年参加者のストーリーや写真は、青少年が参加するプログラムや活動が終了するまで、または青少年が法律上の成人となるまでは、シェアまたは投稿するべきではありません。
- その際、未成年をタグ付けしたり、未成年のユーザーネームやハンドルネームをオンラインでシェアしたりしてはなりません。これらは、未成年の関心や居場所に関する情報を露呈し、安全上のリスクをもたらす可能性があります。

危機管理

緊急事態はまれにしか起こりませんが、天災・人災が起きた場合、青少年プログラムの参加者に対しては特に注意を払う必要があります。危機とは、まったく予期していない時に起こるものであり、即座の対応が求められるため、事前の準備が欠かせません。参加者にどのような危険が起こりうるかを検討し、各状況にどう対応すべきかをあらかじめ計画しておきましょう。

危機の種類

事故：深刻な治療を必要とする交通事故、食中毒、住宅火災、転落事故など。

暴力：ジェンダー、民族、生い立ち、友人関係などを理由に、またはランダムに個人または集団をターゲットにした暴力的な言動。

自然災害：世界には、山火事や津波、地震など、さまざまな自然災害の被害を受けやすい地域があります。

政情不安：現政権の不安定性や、突発的な反乱や革命は、暴動などの暴力沙汰を引き起こすことがあります。

伝染病の発生：「エピデミック（流行）」は、異常な速さで広がる感染症の発生、「パンデミック（世界的大流行）」は伝染病の世界的な蔓延を指します。ロータリーは、すべての地区が危機管理計画を立てることを強く推奨している

ます。参加者が未成年である青少年プログラムでは、なおさらこれが重要となります。準備しておけば、ロータリー会員が効果的・効率的に対応でき、影響を最小限にとどめ、関係者全員を安心させ、通常の状態に戻すことができます。

危機は、広範囲に影響を及ぼすことも、特定の個人のみ直接的な影響を及ぼすこともあります。遠く離れた場所で起こった危機の影響を受けることもあり、人びとにストレス、混乱、苦痛を与えるという共通点があります。

危機管理計画の作成

管理チーム：地区リーダー、クラブ代表者、緊急対応者（危機管理の知識や経験のある人）からなる危機管理チームを設置してください。連絡方法、参加者の安全確保や責任ある行動の奨励など、メンバーが各自の責務を理解するようにしてください。緊急連絡先、保険証書、保険証券など必要なあらゆる情報をメンバーが閲覧できるようにしておくことが重要です。青少年プログラムに関わる全員に、緊急時の連絡先を覚えておく必要があります。

コミュニケーション：情報の伝達と収集、更新の手順を決めておきましょう。参加者の両親または法的保護者、地区ガバナー、警察や児童保護当局、国際ロータリー、大使館、保険会社に直ちに連絡する必要がある場合があります。



危機管理において最優先すべきなのは、青少年プログラム参加者の健康、安全、福利です。予定している全プログラム活動の中止や延期を余儀なくする状況にはどのようなものがあるかを事前に検討することが重要です。また、安全な運営に必要な基準についても検討してください。

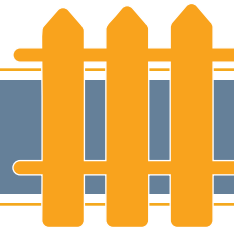
手順: 想定される緊急事態に対応するための具体的な手順を決めておきます。例えば、RYLA合宿の担当者がボランティアや参加者と一緒に災害時（火事など）や医療の緊急時取るべき行動を確認する、災害時の避難場所を指定する、最寄りの緊急医療機関を調べておく、必要な場合にプロの通訳を確保できるようにしておく、などが考えられます。

メディアとのコミュニケーション: メディア担当者を一人決めておきましょう。取材の要請には直ちに應對し、事実のみを提供してください。インタビューは、ロータリーの青少年プログラムの意義と安全性を伝える機会です。メディアから取材があった場合には、国際ロータリーに連絡して援助を得るようにしてください。

費用: 緊急事態が起きた場合、多額の費用を即座に支払う必要性が生じることもあります。危機が起きた場合の費用を地区で支払う方法を決めておきましょう。

4

意識向上と 虐待防止



安全を重視する文化を培う

ロータリーの青少年プログラム参加者のための安全な環境づくりは、全員で行うものです。安全な文化を築くために、以下を行きましょう：

明確な基準と方針を定める：明確な方針を定めることで、適切・不適切な行為に関する期待事項を伝えることができます。適切な行為、容認される行為はどのようなものかを明確に定めておきましょう。容認されない行為にどう対処するかをあらかじめ想定しておくことで、そのような行為を見分け、自信をもって対処することができます。

基準と方針が守られるようにする：不適切な行為に迅速に対処することで、規則がすべての人に適用され、また、いかなる規則違反も容認されないことを関係者全員に示すこととなります。このような説明責任を果たすことは、プログラム参加者とその家族に対し、ロータリーが青少年の安全を深刻にとらえていることを示し、安心感を与えるためにも重要です。

定期的に研修を実施する：参加者とその家族、ボランティアを対象とする研修を定期的に行いましょう。研修の内容は、具体性があり、プログラムの内容との関連性が高いものとしてください。

全員が各自の責務を理解する：参加者の安全を守るために、会員、非会員、ボランティア、青少年が自分の役割と責務を理解することが大切です。青少年プログラムに直接関与しない人であっても、適切な行為を身をもって示し、虐待やハラスメントの兆候とはどのようなものか、懸念すべき行為や虐待・ハラスメントの申し立てをどのように報告すべきかを知っておく責任があることを理解すべきです。



兆候に注意する：不適切な行為の認知大切ですが、そのような行為があった場合に参加者とその家族、ボランティアが声を上げられるようにしておくことが重要です。懸念すべき行為を止めさせることで、そのような行為がモニタリングされていることを示すこととなります。また、意図せずに相手に不快感を与えたり、害を与えてしまった人がそのことに気づき、性的虐待やハラスメントで訴えられたりするのを防ぐことにもなります。

不適切な行為や虐待の報告を深刻にとらえる：不適切な行為や虐待・ハラスメントの報告にどう対応するかは、参加者が受ける被害の大きさに直接的に影響します。虐待の懸念や報告に迅速に対処することが極めて重要です。これは、参加者にさらなる被害が加わることを防ぐだけでなく、クラブ、地区、ロータリーへの評判を落とす可能性を減らすことにもなります。



成人と青少年の間の適切な境界

成人と青少年の双方が、適切な行為の境界を理解し、自分の境界や方針で定められた境界が侵されたと感じた場合に誰に相談できるかを知っておくことが大切です。以下に、成人と青少年が接する際の適切な行為と不適切な行為（どちらが先に始めたかは関係がない）を例示します。クラブと地区は、このリストを例として参照し、独自のガイドラインを作成すべきです。



身体的なやり取り: 身体的な接触をする前に、たとえ抱擁（ハグ）だけであっても、常に相手の同意を得てください（特に相手が青少年である場合）。また、この同意はいつでも取り消し可能であることを忘れないでください。青少年は、「ノー」と意思表示することの重要性を認識すべきです。どのような身体的接触が容認されるかを理解しておくことで、安全で快適な環境をつくり、青少年と成人の双方を守ることができます。

|  容認される身体的接触 (文化的に適切である場合。相手の同意を得ることが条件) |  容認されない身体的接触 (同意の有無にかかわらず) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 側面から軽く抱擁（ハグ）する 肩や背中をポンと叩く 握手する ちょっとした承認・賛意のジェスチャー（親指を立てる、拍手する、など） | <ul style="list-style-type: none"> 体全体を接触させて抱擁（ハグ）する 唇にキスする ほかの人たちから離れた場所で身体的に愛情表現を示す 膝の上に座る 冗談で取っ組みあう 誰かをおぶったり、肩車したりする くすぐる マッサージをする 相手が望まない身体的愛情を与えようとする 尻や腰まわり、胸、股間のあたりを触る いかなる形であれ、性的に接触する |



言葉によるやり取り: 成人と青少年の間の言葉によるやり取りを適切なものに保つことは、物理的に適切な境界を保つことと同じくらい重要です。

|  容認される言葉によるやり取り |  容認されない言葉によるやり取り |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 前向きなアドバイスをする 一般的に受け入れられる冗談を言う 励ます 褒める | <ul style="list-style-type: none"> 侮辱的な言葉で呼ぶ（「バカ」「間抜け」など） 成人が性的な経験や自分の私的な問題について青少年参加者と話す ある物事を秘密にすることを成人が青少年に頼む 罵る言葉を使う 差別的な冗談や性的な冗談を言う 相手を辱めたり、軽視したりする 不安、恐怖、羞恥心を抱かせる言葉を使う 参加者やその家族、文化、宗教、ジェンダー、性的指向、その他の個人的事情について否定的なコメントを述べる 人の容姿や体の発育についてコメントを述べたり、褒めたりする |



一対一のやり取り: 成人と参加者が二人だけになる時間がある場合、青少年にとって虐待やハラスメントのリスクが高くなると同時に、ボランティアにとって不適切な行為を申し立てられるリスクも高まります。地元の青少年活動団体と相談し、このような個人間のやり取りに関する地区方針をさらに厳密なものとしましょう。例えば、ボランティアが青少年と二人きりになる時間が必要な場合、ほかの成人による事前の承認を義務づけることなどがあります。その際、ほかの成人は、二人きりになる面会の詳細を尋ね、事前通知なしに面会に同席したり、観察したりすることの承諾を得るようにします。青少年と二人きりになる場合、特に身体的な接触を制限することで、青少年や目撃者が行為の意図を誤解し、不適切な行為として申し立てるのを防ぐことができます。

|  容認される 個人間のやり取り |  容認されない 個人間のやり取り |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • ほかに人がいる公の場で会う • ドアを開けたままにし、ほかの成人に事前にそのことを通知することを条件に、教室、事務所、そのほかのプライベート（または半プライベート）な場所で会う • 事前に承認されていることを条件に、家の中やそのほかのプライベートな場所で会う（ロータリー青少年交換ホストファミリー宅など） | <ul style="list-style-type: none"> • 未承認の宿泊または浴室・シャワー・トイレ施設の共同使用を伴う個人的なやり取り • ほかに成人による事前の承認なく、一人の青少年を自動車に同乗させる |

Eメールやインターネットでのやり取り 連絡手段としてショートメッセージ、Eメール、ソーシャルメディア、個人電話が普及してきたことは、参加者の安全を守る上で新たな課題を生み出しています。青少年活動団体の多くは、成人と青少年が私的な目的でショートメッセージやインターネット上の連絡をすることを禁じています。これらの団体は、そのような連絡を行う場合、成人をもう一人含めることを義務づけています（CCに追加する、など）。

|  参加者とのインターネット上のコミュニケーションに関する指針 |  参加者とのインターネット上のコミュニケーションで避けるべきこと |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 連絡の際に、ほかの会員や保護者に同時送信する（CC欄に追加する） • 非公開グループで複数の参加者と連絡を取る、または、一般に公開されていないウェブサイトやソーシャルメディアページを使用する • カウンセラー、アドバイザー、ホストファミリーが学生と独自に連絡を取ることを認めることもできる（ただし、プログラムの責任者からの事前承認が得られた場合に限る） | <ul style="list-style-type: none"> • 辛辣な言葉、強制的な言葉、脅しやプレッシャーを与える表現、または、否定的なコメントや相手を辱めるコメント • 性的なコメントや画像 • 事前承認を得ずにボランティアと青少年の間で個人的なメッセージを交換する • 保護者の同意を得ずに青少年参加者の写真を投稿する • 写真について不適切なコメントを書き込む |



プレゼント: プレゼントは通常、思いやりや友情の印として贈られますが、虐待のための手なづけの手段として使われることもあります。このため、青少年プログラムにおいてはプレゼントの指針も定めておくことが重要です。

|  容認される プレゼント |  容認されない プレゼント |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 参加者全員にプレゼントや褒美の品を渡す イベントまたはグループ活動の場で表彰や記念の品を渡す 事前に親またはほかの成人の承認を得た上で、一人の参加者または少人数のグループにプレゼントを渡す | <ul style="list-style-type: none"> 事前の承認なく、一人の参加者または少人数のグループにプレゼントや褒美の品を渡す 内密にプレゼントを渡す 性的志向または性的示唆を含むプレゼントを贈る（衣服など） 成人と青少年の間のプライベートな連絡用に使うことを目的に、携帯電話、タブレット端末、その他の電子機器をプレゼントする 宝飾品、金銭、その他の高価な品をプレゼントする 事前の承認なく、旅行、遠足、外食に連れていく 酒類、薬物、ポルノ、その他の反道徳的または違法な品をプレゼントする |

参加者間の適切な境界

成人と青少年の間の適切な境界の多くは、青少年同士にも当てはまります。ただし、身体的かネット上であるかを問わず、青少年間のやりとりにおいては特に注意を払うべき事柄もあります。青少年間の虐待やハラスメントは見逃されやすいため、その兆候に気をつけることが特に重要となります。

身体的な接触: 参加者同士の身体的な接触については、地元の文化とプログラムにおける適切さに基づき、明確なルールに従うべきです。例えば、RYLAの場合、チームワークや信頼関係を築くためのグループ活動中には身体的な接触を認めることができます。青少年プログラムの参加者が長時間を一緒に過ごす場合は特に、恋愛関係や親密な友情が育まれる可能性があります。地区の方針には、プログラムの活動やイベント中に、いかなる形であれ参加者による性的行為が認められないことを明確に定めるべきです。適切な境界を保つことは、友情や恋愛を育むことを阻むのが目的ではなく、参加者を危害から守ったり、プログラム参加者が不快な思いをするのを防ぐことが目的であることを、参加者に伝えてください。

|  容認される身体的接触 (文化的に適切である場合。相手の同意を得ることが条件) |  容認されない身体的接触 (同意の有無にかかわらず) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 側面から軽く抱擁（ハグ）する 肩や背中をポンと叩く 握手する ちょっとした承認のジェスチャー（親指を立てる、拍手する、など） 親密な友情または恋愛における適切な愛情表現として手をつなぐ | <ul style="list-style-type: none"> 体全体を接触させて抱擁（ハグ）する 唇にキスする ほかの人たちから離れた場所で身体的に愛情表現を示す 膝の上に座る 冗談で取っ組みあう 誰かをおぶったり、肩車したりする くすぐる マッサージをする 相手が望まない愛情を与えようとする 尻や腰まわり、胸、股間のあたりを触る いかなる形であれ、性的に接触する |

Eメールやインターネットでのやり取り:テクノロジーは利便性を高める一方で、仲間同士でのハラスメントや虐待に使われることもあります。インターネット（ソーシャルメディア、ショートメッセージ、Eメール）で誰かをからかったり、恥をかかせたり、脅したり、圧力をかけたりする「ネットいじめ」が、近年多発しています。ネットいじめはいつ、どこでも起こり得るものであり、防止や発見が特に難しいものです。ネットいじめの危険性についてボランティアと青少年を教育し、懸念がある場合は直ちに報告してください。

虐待とハラスメントに気づくために

大人が問題を認識しない、または友人や知人、ボランティア仲間、青少年活動の協力者が児童虐待者である可能性を認めることを躊躇するために、青少年への虐待やハラスメントが放置されてしまうことがあります。

虐待やハラスメントが起こりうる可能性を認識し、常に注意を払わなければ、青少年を守ることはできません。青少年と活動するすべてのロータリー会員とボランティアは、虐待やハラスメントとは何か、その兆候をどう察知できるかを、十分に理解しておく必要があります。

深刻または広範な不適切な言動:不適切な行為が深刻なものであったり、繰り返されたりした場合、虐待またはハラスメントとみなされる可能性があります。不適切な行為は、成人が虐待へと行為をエスカレートさせる前に、青少年の境界意識を少しずつ探っている可能性があることを認識すべきです。

不適切な行為がエスカレートし、どの段階で「虐待」とみなされるかを判断するのは、警察の役割です。警察に報告すべきかどうか迷っている場合、youthprotection@rotary.org にご相談ください。

性的虐待:成人と未成年者または青少年プログラム参加者の間のいかなる性的行為も、性的虐待とみなされます。これには、単独かどうか、または同性・異性や年齢を問わず、誰かと性的行為に及ぶことを強要したり、性的同意能力のない相手と性的行為をすることが含まれます。性的虐待には、身体的なもの、身体的でないものの両方が含まれます。以下はその例です:

- 性暴力: 同意のない性的接触および不法な性的接触を行うこと

- 強要: 恐怖、屈辱、言葉による攻撃、脅迫によって、性的行為に及んだり、参加したり、見たりすることを他人に強要すること
- 性的な人身売買または性的搾取: 人身売買および性的搾取利益、労働、性的満足、またはその他の私利私欲のために誰かを利用すること
- ストーカー行為: 望まれていないにもかかわらず、物理的または電子的に誰かに繰り返し連絡したり、尾行したり、監視したりすること。
- 公然わいせつ: 自分の身体（全部または一部）を不適切に露出すること
- のぞき見: 誰かの私的な行為（脱衣など）を、その人が知らないうちに、またはその人の同意なしに見ること
- 個人の性的な画像や文書、またはポルノを見せること
- 広範または深刻であり、同意のない口頭または身体的な性的接触

性的ハラスメント:これには、同意能力のない相手に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質をもつ発言もしくは行為が含まれます。時に、性的ハラスメントは性的虐待へとエスカレートし、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずけたりするために用いられる場合があります。性的ハラスメントには次のような例があります。

- 性的な呼び名、冗談、性的行為に関連する言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む視線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的接触
- 卑猥な身振りや手ぶり

仲間同士での虐待とハラスメント 仲間同士の虐待とハラスメントも、成人によるものと同じくらい深刻ですが、気づくのが難しいために見逃されてしまうことが少なくありません。また、たとえ気づいたとしても、どう対処すべきかわからない場合があります。青少年は、仲間からの仕返しを恐れて口を閉ざしたり、それが虐待であるかどうか自分では判断できない可能性があります。

仲間同士での虐待は、性的である場合と性的でない場合があります。成人による虐待やハラスメントと同じ形態で行われます。

性的でない虐待: 性的な性質をもたない虐待でも、参加者の安全と福利に対するリスクとなります。性的ではない虐待の例:

- 新人へのしごき
- いじめ (対面またはネット上)
- 不適切な遊びやゲームへの参加の強要
- 恥をかかせること、または脅し
- 深刻、広範、客観的に侮辱的な不適切な行為

虐待とハラスメントの兆候

ロータリー青少年プログラムに参加するロータリー会員やその他のボランティア、そして青少年参加者の親は、虐待やハラスメントの危険信号を示す以下のような身体的変化や行動の変化に気づく必要があります。これらの多くは思春期によく見られる行動、または家族と離れてホームシックになりながら外国で暮らすことによる自然な反応であるとも考えられます。参加者の日常生活に頻繁にかかわっている成人は、行動や身体的な変化に気づきやすく、それが虐待の兆候なのかどうかを判断できる立場にいます。

けが: 繰り返し起こるけが、または説明と一致しないけが

不安感: 極度の心配や緊張、強迫性の行動パターン、特定の場所・人物・行動への恐怖心、特定の人物と二人きりになることを嫌がるそぶり、悪夢などの睡眠障害

食生活の変化または体形への意識: 体重の急激な増減、体形への過剰意識 (しばしば摂食障害の原因となりうる)

引きこもり: 学校への適応の困難、課外活動に参加したがる様子、抑圧、友達づきあいの問題、孤立など (これらはうつ等の兆候である可能性もある)

ふさぎ込み: 過度の号泣、極端に激しい感情の起伏、自尊心の低下、自傷、自殺の考えや未遂行為

非行: 犯罪的行為、権威に対する反抗、脱走、成績の低下、薬物やアルコールの使用

攻撃性: 過度に攻撃的な言動

年齢不相応の行動: 子どもの年齢において異常なほどの性的な奔放さ、または性的な言動や知識

虐待された青少年に共通して見られるこれらの行動は、規律の問題とみなされがちで、結果的にこの青少年がプログラムから除名されてしまうことさえあります。重要なのは、参加者の問題行動の背後にある理由を理解することです。

虐待とハラスメントの特徴

虐待とハラスメントのパターンを知ることで、潜在的な問題や、今起こっている、または過去に起こった犯罪を察知することができます。

虐待は必ずしもすぐに気づけるものではありません。その理由は次の通りです:

- 虐待の身体的な兆候は、誰かが気づく前に治ることがある。
- 青少年は、行動面や精神面でよく見られる兆候を示さないことがある。
- 知人が加害者であると信じられず、十分な調査をせずに虐待の告発をしりぞけてしまう人も多い。特に、告発された人が友人や家族だったり、周囲から尊敬されている人であれば、そうなる可能性が高い。

次のような理由で、虐待やハラスメントの大多数が報告されません:

- 青少年は、虐待の事実を言いたてたり誇張したりせず、できるだけ控え目に言ったり、否定したりする。
- 青少年は、虐待やハラスメントが起きたのが自分のせいであると感じたり、報告しても信じてもらえない、あるいは報告したことで不利な結果が起こると恐れたりする場合がある。
- 青少年自身が規則や法律を破ったときに虐待が起きた場合、青少年は、これを報告することで加害者や自分が困難な状況に陥ることを恐れる可能性がある。
- 男性は自責の念や社会的烙印、信じてもらえないこと、もしくは特殊な性癖をもっていると思われることを恐れて、虐待の事実を報告しない傾向にある。
- 虐待者が起訴されるケースは少ない。

大人になるまで報告しない場合や、まったく報告しない場合もあります。

加害者を見分ける

加害者はしばしば、虐待の被害者を慎重に選び、巧妙な手口で操ります。虐待の加害者は、「接近」「二人だけの空間」「コントロール」の3つの条件を必要とします。

接近: 虐待の意図がある人はしばしば、ボランティアやその他の役割を通じて青少年に近づく機会を探しています。また、親切な行為やプレゼント、または特に愛想の良いふるまいをすることで、青少年の親と親しくなったり、親やボランティアリーダーの間でよい評判を築こうとしたりすることがあります。

二人だけの空間: 虐待の意図がある人は、青少年と二人だけになる機会を探しています。これには、トイレに連れていくこと、車での送り迎えをすること、個人授業をすること、人目につかない場所で会うこと、遅い時間や宿泊を伴う青少年活動でボランティアをすること、などがあります。

コントロール: 虐待の意図がある人は、青少年の境界意識を探ったり、信頼を得るための方法を巧みに用いたり、成人と青少年の間の適切な境界を無視して友だちになろうとしたりします。また、青少年を操って規則を破らせ、それを理由に脅したり、おびえさせることで、虐待に抵抗できなくすることもあります。



加害者の多くは、社会に溶け込んでおり、年齢、経済状態、地域社会における地位、人種、性別、知的能力によって特定できません。被害者の知り合いであったり、信頼する人物であることも少なくありません。

性的加害者には以下のような種類があります：

状況を利用する性的加害者: 成人も青少年も、特定の状況下で適切な境界を無視したり、忘れていたりすることがあります。このような人は、最初は青少年との適切な関係を保ちますが、徐々に不適切な行為や虐待にエスカレートします。欲求不満や孤独を感じている人、人間関係がうまく行っていない人、薬物やアルコールの影響下にある人である場合、このような個人的問題を判断力低下の口実にすることもあります。

特定の特徴の人をターゲットにする性的加害者: このような人はしばしば、子どもに性的な関心を抱いており、児童性的虐待者と呼ばれることもあります（ただし、成人に対しても性的関心を持っている場合があります）。また、特定の身体的特徴や年齢層を狙うケースもあります。多くの場合、虐待行為に及ぶ前に、青少年と長い時間を一緒に過ごして知り合いになり、手なづけようとします。

無差別な性的加害者: このような加害者は、善悪の感覚がなく、誰かを傷つけることへの罪悪感もありません。公共の場で虐待をしたり、トイレや公園から子どもを誘拐したりする可能性もあります。虐待に及ぶ前に子どもと知り合いになる時間を割くこともありません。

手なづけの行為に気づく

手なづけの行為に気づく方法を知っておくことで、虐待をやめさせたり、未然に防ぐことができます。悪意のない行為である場合もありますが、青少年への性的虐待の意図がないとも限りません。

青少年を狙う加害者はまず、青少年を手なづけ、相手が抵抗したり、不適切な行為をほかの人に報告しようとするかどうかを探ります。また、手なづけることで相手の信頼を得たり、弱点を見つけたり、権威を示してコントロールしながら、内密な性的関係へと引き込もうとします。

「手なづけ」には多くの方法があります。以下はその例です：

二人だけになる時間をもととする: 青少年と二人だけになる時間をつくるための手配をする。

孤立させる: 身体的・精神的を問わず、青少年をほかの人から引き離すことで、コントロールしたり、友達や家族との関係を徐々に弱らせたりする。

特別な待遇をする: 特定の言動に対してえこひいきしたり、特別な注目を払ったり、褒美を与えたりする。

秘密にする: 嘘、秘密、内緒の連絡、関係の隠匿を青少年に促す。

身体に触れる: 抱擁（ハグ）など身体的に接触することで徐々に不適切さを増す。

感覚を鈍らせる：不適切な行為を「許容範囲」「よくあること」「大したことではない」とする。

同意を強いる：不快感を与える、または方針に違反する言動に対して青少年が抗議する権利を無理したり、否定したりする。

プレゼントをする：プレゼントやご褒美をあげる。最初は適切だと思われても、徐々に不適切または性的示唆を含むプレゼントにエスカレートする可能性がある。

地域社会の手なづけ

虐待の加害者は、被害者だけでなく、そのほかの人も操ろうとします。これは「地域社会の手なづけ (community grooming)」とも呼ばれ、さまざまな手段を使って地域社会の信頼を得ようとしています。加害者は、地元で尊敬されている人や、社会的に成功している人であることも少なくありません。あなたの友人や親族である可能性さえあります。地域社会を手なづける虐待者は、外見は人あたりがよく、社会的に成功し、親切であり、人助けをするなど、巧みなテクニックを使います。知り合いや尊敬されている人が誰かを傷つけるとは信じがたいかもしれませんが、だからこそ、地域社会の手なづけは特に危険であると言えます。

児童性的虐待者がロータリーのような奉仕団体にかかわろうとするのは、珍しいことではありません。このような人は、その団体の評判を利用して、自分の評判を高めようとします。このような人は、社会奉仕や慈善寄付などを行って善良な市民であることを示すことで、虐待の申し立てから自分の身を守ろうとします。



さらに、巧みな児童性的虐待者は、正式な身元調査や過去の犯罪的調査を避けるために、正規の職業ではなくボランティアとして、何らかの方法で青少年とのかかわりを維持しようとしています。

不適切な行為から他人の注意をそらし、青少年に近づき、不適切な行為、虐待、ハラスメントの申し立てからの自分を守るための予防線を張っておくなど、虐待加害者が周到な手口を用いることを念頭に入れておくことが重要です。

5

対応と報告



なぜ対応が重要なのか

疑わしい行為や不適切な行為、方針違反、虐待またはハラスメントの申し立てへの対応は、参加者が受ける危害の大きさに直接的に影響する可能性があります。また、いかに対応するかによって、クラブ、地区、ロータリー全体の風評被害を防いだり、和らげたりすることができます。

一見無害であるという理由で不適切な行為を放置しておく、事態が悪化しかねません。またそのような行為を無視すれば、虐待が起こりやすい環境を生み出してしまう可能性もあります。例えば、小さな違反が容認されると見なされた場合、性的加害者は、大きな違反も無視されると考えるでしょう。また青少年が、そのような行為が普通である、あるいは誰もそのような行為に反対しないと考えるかもしれません。これは虐待が起きた時に、青少年がそれを認識しない、または報告しないことの原因となりかねません。

虐待とハラスメントに対し、RIの方針と地元の法令に従って適切に対応することで、虐待の被害者、加害者、プログラムを運営するクラブや地区など、関係者すべてが保護されます。

成人による不適切な行為への対応の仕方

成人が青少年と二人だけになる時間を持つとすると、あるいは身体的な愛情表現をしたり、ある一人に特別な注意を向けたりするなど、本手引きで「不適切」とされる行為は、無害に見えるかもしれません。実際、これらの行為には危害が伴わないことが多いため、報告の必要性があるかどうか疑問に思うでしょう。以下は、不適切と思われる、あるいは懸念される行為に対処する際の指針です。

1. そのような行為を直ちに止めてください。そのような行為を目撃した場合、差し支えなければ、その行為が不適切であることを成人本人に自ら伝えましょう。このような会話をすることに自信がない場合、地区リーダーに頼んで伝えてもらうこともできます。多くの場合、不適切な行為を止めさせることが、より深刻な事態の発生を防ぐ最も効果的な方法です。

2. 発生した事態について参加者があなた（あるいは研修を受けたほかのボランティア）に相談することを望むかどうか、本人が信頼する成人に尋ねてもらってください。
3. 不適切な行為は、地区の青少年保護指針に従って、クラブと地区の適切なリーダーに直ちに報告してください。地区リーダーや権威ある立場にいる人がその行為にかかわっている場合、RI職員に連絡してください。
4. 目撃したことや聞いたこと、また、取られたすべての措置について記録に残しましょう。調査は、クラブまたは地区のリーダー、あるいは調査を目的に設置された独立委員会に任せてください。
5. クラブまたは地区のリーダーに報告後、適切な措置が取られることを確認してください。適切な措置が取られていないと思われる場合、RI職員に連絡してください。

不適切な行為に関する報告はすべて深刻に受け止めましょう。事態の継続あるいは悪化を防ぐために、直ちに行動してください。懸念される行為が報告された場合、地区リーダーは以下のような対応をしてください。

- 不適切な行為について把握する必要がある全関係者に知らせる。地区に青少年保護役員がいる場合は、この役員にも知らせる。
- 青少年ならびに親・保護者と話す。目撃された、あるいは報告されたことを、青少年の希望に応じて、自ら保護者に伝えるか、青少年本人から伝えてもらう。青少年と保護者に、成人が地区の方針に違反したことを伝える。自分が青少年を大切に思い、その安全を最優先していることを伝え、青少年が安心できるようにする。疑問や心配事があれば話してもらおうよう促す。

- 地区の報告書を参照し、これまでに同一人物による不適切な行為や似たような苦情が報告されているかどうかを確認する。報告された事態への安全策を決定する際には、行動パターンに注意する。安全策には、成人ボランティアのモニタリング、または青少年との接触一時停止を含めることができる。すべての安全策が一貫して行われるよう、監視の計画を立てる。
- 告発された人に、報告があったことを通知する。報告された行為の詳細と、その行為が方針に違反する理由を説明する。また、どのような措置が取られるかも説明する。
- 青少年の親・保護者に事態の進展を随時伝え、地区が取ったすべての措置について説明する。このような対応が必要だと思われない場合も、こうすることで青少年の安全が最優先されていることを保護者に再認識してもらえらる。
- 事態の最初の報告者に、その報告が深刻に受け止められていること、また迅速な調査と対応がなされることを伝える。場合によっては、どのような措置が取られるかも知らせる。
- 措置を実行するのに必要な関係者全員と話し、
- 措置の実行者と連絡を取り合いながら引き続き事態をモニタリングする。



不適切な行為に関する報告は、虐待またはハラスメントの報告につながる可能性があります。虐待が疑われる場合、RIの方針に従い、その成人ボランティアとすべての青少年との接触を直ちに断ち、地元警察に事件について報告し、72時間以内にRI職員に連絡してください。

青少年による不適切な行為への対応の仕方

青少年間での虐待では通常、青少年の間で小さくとも不適切な行為が先に起きています。成人がこれらの行為への対処方法を知らない、あるいはその行為を典型的な若者の振る舞いと見なしたために見過ごしてしまうことがしばしばあります。しかし、青少年間での懸念される行為に早期に介入することで、青少年参加者を深刻な危害から守ることができます。

青少年間での不適切な行為が疑われる、または目撃された、あるいは報告された場合は、以下の指針に従ってください。

- そのやりとりが口頭、身体的、あるいは電子的であるかどうかにかかわらず、参加者を直ちに引き離し、事態が解決するまで双方を接触させないようにしてください。
- そのようなやりとりがプログラムでは許されないことを参加者に冷静に説明しましょう。適切・不適切な行為に関するプログラムの指針あるいは研修資料を参照してもらいます。
- 目撃あるいは報告された事態は何か、どのような対応処置が取られたかを記録してください。
- 事態にかかわる参加者の親・保護者、および地区リーダーに通知しましょう。
- 行為によっては、地元の法的機関に連絡する必要があります。そのような場合は、RI職員にご相談ください。
- 地区の懲戒方針に基づき、行為の重大さに応じて、懲戒が必要かどうかを判断してください。これには、プログラムからの除外も含まれますが、これに限りません。決定について双方の参加者の保護者に必ず伝えてください。
- 双方の参加者がプログラムにとどまることを許可された場合、再発防止のために必要な追加手順を定めましょう。例えば、監視体制の強化などが考えられます。参加者とその保護者のための是正措置やフォローアップのための計画を立てるかどうかを判断してください。
- 取られた各措置を記録しておきましょう。

不適切な行為への対応後、クラブまたは地区で今後、同様の事態をどのように防ぐことができるかを検討してください。例えば、行事の際に監督体制を強化する、方針や手続きに変更を加える、青少年と成人に向けた研修を増やす、などがあります。

虐待またはハラスメントが報告された時の対応

虐待またはハラスメントの申し立ては、どのような状況であれ、またどれだけ時間が経過していても、すべて深刻に受けとめなくてはなりません。すべての申し立てに対し、国の法律と国際ロータリーの方針に従って対処してください。また、虐待やハラスメントの申し立てに対する法的義務と手順について、弁護士に相談することをお勧めします。虐待が疑われる場合、ボランティアがそれを地元の児童保護機関に報告することが法的に義務づけられている場合もあります。

虐待やハラスメントを受けた青少年にとって、特にその年齢が若い場合、報告がとても難しいかもしれません。危害を与えた人が、友人、親族、あるいは青少年が慕っていたり尊敬していたりする人である可能性もあります。

虐待やハラスメントの経験、トラウマ（心的外傷）の原因となります。このため、起きたことについて必要以上に話を繰り返させるのは避けましょう。「なぜ起きたのか」といった質問は、被害者を責めることにつながる可能性があるため避けてください。性的暴行などトラウマになるような経験への対応は、ほかとは異なります。起きたことすべてを覚えていた人もいれば、何日も、何カ月も、あるいは何年も思い出せない人もいます。トラウマには、「典型的な」対応方法というものはありません。

虐待やハラスメントの報告を受けた時は、被害者を非難したり、行為や人格を判断したりすることを避け、中立的に、責任をもって対応することが非常に重要です。

- 注意深く耳を傾けてください。報告者を支え、強い感情（恐れや不信感など）を表さないようにしましょう。報告者が、自分に危害を与えた人のことを気遣っている場合もあります。
- そのような場合でも、報告したのは正しい判断であったことを伝えましょう。報告者が虐待を受けた人である場合、危害を受けたのはその人の過失ではなく、またその人の安全が最優先されることを強調しましょう。青少年の安全を守るために、事態についてほかの人に知らせる必要があること、そのような場合でも事態をできるだけ極秘で扱うことを伝えてください。



- 事実を聞き出すようにします。批判的、あるいは参加者の動機を疑っているように受け止められないよう、「なぜ起きたのか」といった質問は避けてください。このような質問は、事態が起きた原因が参加者にあると思わせたり、そのように思われていると受け止められかねません。どのような状況であれ、虐待は誰にも起こってはならず、虐待を受けた人の責任では決してありません。
- 起きたこと、被害者、加害者を描写するのに報告者が使った言葉や表現をあなたも使うようにしてください。客観的な姿勢で対応し、相手を尊重することが大切です。虐待やハラスメントを報告した人には、その話を信じることを伝え、安心感を与えるような言葉で接しましょう。
- 報告を聞きながら、またはその直後に、申し立ての内容を文書に記録します。個人的な意見や解釈は決して加えず、参加者が使った言葉を使い、報告日時も含めて詳細に記録してください。

地区は、虐待や危険な状況を報告した参加者とその家族に対し、参加者の利益を守ることをのみを目的とする、ロータリーと関連のない独立した法的援助を提供できる人を紹介することが重要です。また、必要な場合には、医療や心のケアが受けられるようにしてください。申し立てられた事態や行為に二人の青少年プログラム参加者がかかわっている場合、必ず、告発した人と被疑者の両者に支援を提供してください。

虐待やハラスメントを経験した参加者は、プログラムに参加し続けることを躊躇するかもしれません。参加の継続が義務づけられたり、参加が中断されるようなことは決してあってはなりません。参加者とその家族、また専門家と相談し、参加者への対応方法を決めてください。

多く人は、虐待やハラスメントに関する法的な専門知識がなく、その深刻さを判断する訓練を受けていません。ロータリー会員、あるいは会員以外のボランティアは、申し立ての内容が犯罪行為であるかどうかの判断を行ってはなりません。そのような判断は客観的に行われなければならない、ロータリーとは関係のない青少年保護当局または法執行機関の適切な人に任せる必要があります。本人の安全を確保した上で、適切な青少年保護当局または警察にすべての申し立てを直ちに報告してください。

青少年プログラム参加者が、ロータリー会員または会員以外のボランティアに虐待やハラスメントの被害を届け出た場合、それが適切に報告されるようにしなければなりません。

- 直ちに行動して参加者の安全と健康を確保し、必要であれば医者または精神科医の診察を受けさせてください。
- 問題が解決するまで、性的虐待やハラスメント、あるいはその他の深刻な不正行為を行ったとされるいかなる人（青少年も含む）も、すべての青少年参加者との一切の接触を断つようにする必要があります。
- 虐待やハラスメントの疑惑や申し立てはすべて、適切な法執行機関（児童保護課、社会福祉課、警察など）に直ちに報告し、調査してもらうことが重要です。報告が法律で義務づけられている国もあります。事態を調査する法的機関はすべて、いかなる形であれロータリーに関連する機関であってはなりません。
- 虐待やハラスメントの申し立てがあった場合、地区青少年保護役員や地区ガバナーなど、地区の方針に従ってクラブまたは地区の指定されたリーダーに連絡してください。すべての成人ボランティア、青少年とその親・法的保護者に、このロータリアンの連絡先を伝えておくべきです。
- 虐待やハラスメントのすべての申し立てや深刻な事態（入院、犯罪、早期帰国、死亡）について、たとえ事態の全詳細の確認が取れていなくても、その事実を知ってから72時間以内にRI本部に報告してください。直ちに報告することで、ロータリーの方針に沿って適切に対処し、相手地区との連絡も円滑になります。

個人、クラブ、地区が、事態・申し立てに対し義務づけられている報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者がロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、また同プログラムにどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分の終結をクラブに義務づけるなどの追加の制裁措置が必要かどうかを判断する場合があります。

独立した調査を行う際には、青少年の安全、ならびに告発した人と告発された人双方のプライバシーを守ってください。

- 警察や児童保護当局に全面的に協力し、調査を妨害するようなことがあってはなりません。
- 社会福祉課に相談し、地元で適切とされる対応方法や、虐待やハラスメントにかかわった、あるいは報告した、または経験したプログラム参加者のための支援サービスについて尋ねましょう。また、ロータリー以外の人で、精神的サポートを提供できるカウンセラーを紹介してください。地元福祉課や警察に、ロータリープログラムに一切かかわらないカウンセラーを推薦してもらおうとよいでしょう。
- 事態にかかわる青少年の親・法的保護者に、申し立ての内容と対応策について直ちに連絡してください。参加者がプログラムに参加しつづけることを望む場合、クラブと地区が保護者からその同意書を得ることが勧められています。
- ある行為に対して参加者が不快を感じても、その行為が法的にハラスメントと定義されなければ、警察が捜査しないことがあります。しかし、相手が不快に感じる性的・暴力的な行為やハラスメントは、いかなるものであれ、それが犯罪と定義されなくても容認されません。
- 噂話をしたり、誰かを非難することは避けてください。また、法律またRIと地区の指針により報告が義務づけられている人以外には、申し立てについて伝えないでください。憶測や個人的見解は、警察による調査や犯罪捜査の妨げとなり、ロータリーの「青少年と接する際の行動規範に関する声明」に反するものであるため、避けてください。また、誰かが虐待を行った、あるいは虐待の被害を受けたというような発言は、中傷や名誉棄損の訴訟につながる可能性があります。

虐待やハラスメントを申し立てた青少年は、恥じらいや困惑を感じるものです。引きこもりがちになり、プログラムに参加し続けることに対して複雑な心境になるでしょう。例えば、申し立てを行った青少年交換学生は、交換を続けたくても、受入クラブとの関係を保ちたくないと思うかもしれません。会員やボランティアが青少年の心境を把握するのは難しいかもしれませんが、通常、青少年の希望をできるだけ尊重するのが最善です。

調査の終了後、再発防止のために、地区の青少年保護方針を強化したり、その他の措置を取る必要が生じることもあります。

- 青少年または青少年プログラムの参加者に対する性的虐待・ハラスメントを自ら認め、有罪判決を受け、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければなりません。また、性的虐待、性的ハラスメント、または地域社会の基準で認められていないその他の行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、あるいはそのような行為を行ったことが知られている元会員とロータリアン以外のボランティアは、ロータリーの青少年プログラム参加者と活動することを禁止されなければなりません。
- 警察による調査で結論が導きだされなかった、あるいは警察が調査をしなかった場合、告発された人は地区の裁量でボランティアを継続することができます。ただし、告発された人、またこの人と接触を持つかもしれないすべてのプログラム参加者を守るために、さらなる安全策を講じる必要があります。
- 申し立ての内容によっては、告発されたボランティアの役割を制限する、または停止するという措置が取られます。例えば地区は、そのボランティアの行動をほかのボランティアが監視するという条件をつけたり、禁止事項を追加するかどうかを決めたりすることができます。各地区は、地元での青少年保護基準や、地元のほかの青少年団体の方針を確認するなどして、適切な安全策を判断してください。

- ボランティアの継続は権利ではなく、その保証もありません。同じ人に対して再び性的虐待やハラスメントの申し立てがなされた場合、刑事告訴に至らなくても、その人は青少年と接することを禁じられます。
- 地区は、青少年の保護が最優先されていることを常に確認する必要があります。地区とロータリーの全方針が順守されているかどうかを確かめ、今後の問題を避けるために必要な是正策を提案してください。このような確認は、ガバナーまたは地区の調査委員会が監督すべきです。
- 青少年との接触を禁止された人、あるいは虐待やハラスメントが理由で退会させられた人すべてについて、極秘の記録を保管することが全地区に義務づけられています。地区リーダーと協力し、このような記録を地元の法律に従って保管する最適な方法を決め、毎年、これらの禁止が守られるようにしてください。

青少年との接触を禁止された人は、クラブまたは地区で青少年プログラム参加者を監督したり、参加者と接触したりする役職に就くことはできません。これらの役職には、クラブ青少年奉仕委員長、地区インターアクト委員長、地区ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) 委員長、地区青少年交換役員などがあります。虐待やハラスメントの告発を受けたクラブリーダーと地区リーダーは、事態が解決するまでこれらの役職から退く必要があります。法執行機関の捜査結果に応じて、地区の裁量により、これらの人が役職に復帰することができます。

報告を妨げるさまざまな要因

虐待やハラスメントを報告することは、個人的な決断であり、難しい決断となる場合もあるでしょう。そのような侵害行為を受けた人は、以下のようなさまざまな理由で報告を行わない可能性があります。

- 恥、罪悪感、困惑
- 特に本人が規則や法律を破っている場合、罰が与えられるのではないかとという恐れ
- 加害者からの報復に対する恐れ
- 加害者への精神的または金銭的な依存状態
- 友人や知人に迷惑をかけたくないという気持ち

- 利用できる支援サービスやサポートの不足
- プログラムから除外されるという恐れ
- 特に加害者がロータリーや地元で権威のある人や尊敬されている人である場合、自分が信じてもらえないのではないかという恐れ
- 自分が同意したものであり、虐待ではなかったという思い込み（これは虐待者が被害者の意思を巧みに操っている場合もある）

ロータリー青少年交換学生の場合、報告を阻むそのほかの要因もあります。言葉が流暢に話せない、異国なので味方になってくれる人が少ない、自身が規則を破っていることが明るみに出れば早期帰国させられてしまう、などです。どのような状況であれ、虐待やハラスメントを報告することが学生に奨励されています。このため地区では、深刻な事態に関連する規則違反に対し、地区の裁量で異なる対応策を取るべきです。そうすることで、規則違反が完全に見過ごされることはなくても、学生の安全と幸せが一番大切にされていることを学生が理解します。

報告を阻むさまざまな要因により、虐待やハラスメントの報告を決断してから実際に報告を行うまで長時間がかかる場合もあります。しかし、虐待の報告が直ちに行われなかったからといって、虐待が起きなかったというわけではありません。

ボランティア、プログラム参加者、親・保護者とオープンかつ頻繁に連絡を取り合い、青少年保護が最優先されることを示し、たとえプログラムの規則が破られた場合でも虐待やハラスメントが疑われたり申し立てられた時にはそれを報告することを奨励し、事態が報告された時には、親身になって全面的な支援と対応を行うことで、報告を妨げるさまざまな要因を極力抑えることができます。

地区青少年保護方針の見本

効果的な青少年保護方針を定め、これを導入することは、ロータリー青少年プログラムの参加者を守ろうとする地区の姿勢を明確に表すものである。本文書は、あらゆる青少年プログラムに関して、地区方針の基本的な枠組みを定めたものである。網掛けのセクションには、ロータリー青少年交換の認定条件が反映されている。

地域の事情と法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらうこと。

第_____地区青少年保護方針

1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2. 定義

ボランティア：監督者の有無にかかわらず、ロータリーの青少年活動で青少年と直接の接触を持つすべての成人。

ロータリーボランティアには以下が含まれる。

- クラブと地区の青少年プログラム役員と委員会委員
- ロータリー会員と非会員のカウンセラー
- 活動や外出において学生と行動をともにする、または学生に同行する人（ロータリアンであるなしを問わない）、およびその配偶者またはパートナー
- ホストファミリーの兄弟姉妹やその他の家族を含む、青少年交換のホストファミリーの親とその他同居している成人
- 地区に当てはまるボランティアの役割と説明をここに記載すること：

青少年プログラム参加者：年齢にかかわらず、ロータリー青少年プログラムに参加する人。

3. 法人化と賠償責任保険

第_____は_____として知られる法人の

一部である。本法人は、_____に

_____都道府県の法律に基づき設立され、現在有効である。

_____は適切な補償内容と限度額を備える損害賠償保険に加入している。本方針は、組織、従業員、またはボランティアの過失による第三者の損害賠償や訴訟から当組織を守るものである。

4. クラブの遵守事項

地区ガバナーは、ロータリー青少年交換に関連した活動を含む、地区内のあらゆる青少年活動の監督および管理を行う責任を負う。地区はすべて参加クラブが青少年保護およびロータリー青少年交換の認定条件を遵守するよう監督する。



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

ロータリー青少年交換に参加するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- クラブが地区および国際ロータリーの方針を遵守してプログラムを運営する旨を明記した署名入りの文書
- 申込書、面接、身元照会、犯罪歴調査が終了し、監督なしでプログラム参加者と接することが許可されるまで、ボランティアがプログラム参加者に接触することを禁止することの確認
- パンフレット、申請書、方針、ウェブサイトなど、青少年交換プログラムに関するクラブのあらゆる資料
- クラブが作成したあらゆる青少年保護の研修資料

5. ボランティアの選考と審査

国際ロータリーはいかなる形の虐待もハラスメントも許さない。

青少年プログラム参加者との活動に興味があるすべてのロータリアンとその他のボランティアは、国際ロータリーおよび地区の認定条件を満たしていなければならない。国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメント、または地域社会で認められた行動基準に反する行為を自ら認め、有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリー会員であるかそうでないかを問わず、青少年プログラムに参加することを禁じている。

地区は、青少年との接触を禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。

青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インターアクト委員長、インターアクトクラブの顧問、地区RYLA委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない。

性的虐待もしくはハラスメントの告発を受け、警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査を行わなかった場合、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年プログラム参加者の両方を守るため、さらなる保護措置が講じられなければならない。疑いが晴れた人物は青少年プログラムのボランティアとして活動を続けることを申請できる。そのような復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

プログラム参加者と直接、監督なしで接触する機会を持つ、あらゆる青少年交換ボランティア（ロータリアンと非ロータリアンの両方を含む）は以下を行わなければならない。

- ボランティア申込書を提出する。
- 犯罪歴調査を受ける（ただし、国法律や慣習によってはこれができない場合がある）。
- （できれば直接）個人面接を受ける。
- 青少年交換のホストファミリーは、面接で適性が審査される。面接では以下を示すべきである：
 - 学生の身の安全と安全確保に力を入れること
 - 学生を受け入れる動機が、国際親善と異文化交流というロータリーの理念と一致していること
 - 学生に対する十分な宿泊設備（部屋と食事）を提供できる経済力があること
 - 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること
- 連絡先の記載された身元保証人のリストを提出する（身元保証人には家族を含めず、2名以上のロータリアンは含めないこと）。
- 国際ロータリーと地区の青少年交換プログラム方針を遵守する。

青少年交換プログラムのホストファミリーも、以下の基準を満たしていなければならない。

- 学生の受入前と受入中に、事前通知のあるなしを問わず、家庭訪問を受け入れること。家庭訪問は、以前に学生受入の経験があるホストファミリーに対しても毎年実施しなければならない。

注：ホストファミリーの家に同居するすべての成人は、選考と審査基準を満たさなければならない。これには、ホストファミリーの成人した子ども、他の親族、住みこみもしくはパートの家事使用人も含まれる。

青少年交換学生には、すべてのボランティアに適用される基準を満たすロータリアンのカウンセラーを1名割り当てなければならない。また、カウンセラーは以下の条件も満たさなければならない。

- カウンセラーはこの学生の交換に関して他の権威ある役割を担っていない（例えば、ホストファミリーの一員、校長、クラブ会長、地区またはクラブの青少年交換役員など）。
- カウンセラーは、肉体的、性的、または心理的虐待やハラスメントなど、起こりうるいかなる問題や懸念にも対処できなくてはならない。



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

6. 参加者の選考と審査

地区青少年交換プログラムへの参加に興味があるすべての学生は、地区の指針を満たさなければならず、かつ、以下を行わなければならない。

- 申請書に記入する。
- 派遣クラブと地区の面接を受ける。
- クラブと地区のすべてのオリエンテーションと研修に出席し、参加する。

また、プログラム参加のための学生の適性を判断するため、青少年交換プログラム参加者のすべての親または法的保護者も、クラブと地区レベルでの面接を受けなくてはならない。

7. 研修

地区とそのクラブは、青少年保護の研修および青少年プログラムの情報を提供する。_____が研修セッションを実施する。

地区青少年交換プログラムは、すべての学生とボランティアに対し、青少年保護についての研修と情報を提供しなければならない。

_____が研修を実施する。地区は以下を行う。

- 地区の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な義務事項を考慮の上、「ロータリー青少年保護の手引き」を適宜、修正して使用する。
- 研修の出席者、頻度、形式を盛り込んだスケジュールを組む。
- 以下の青少年交換プログラム関係者に対し、それぞれ特化した研修を行う。
 - 地区ガバナー
 - 地区青少年交換役員および委員会委員
 - クラブ青少年交換役員および委員会委員
 - ロータリーカウンセラー
 - 青少年交換活動（地元ツアーや地区行事など）に参加するその他のロータリアンおよびロータリアン以外の人
 - ホストファミリー
 - 学生（派遣学生と受入学生）
- 参加記録をつける。

8. 申し立てへの対処

地区はあらゆる虐待やハラスメントの申し立てを深刻に受けとめ、地区の虐待およびハラスメント申し立ての報告に関する指針（補遺資料B）に従って対応する。

警察、児童保護当局、法的調査機関すべてに協力する。

地区は、地区とそのクラブに虐待とハラスメント防止について助言し、リスクや青少年の安全に影響を及ぼすあらゆる危機を管理できるようにするため、青少年保護役員を任命するべきである。青少年保護役員は、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。

地区はロータリー青少年保護の手引きに示された通り、危機管理計画を作成すべきである。



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

9. 青少年の旅行

地元地域を離れて青少年が旅行する場合は、国際ロータリーと地区の青少年保護方針に従わなければならない。

地区またはそのクラブがスポンサーとなるあらゆる青少年の旅行に関して、受入地区は以下を行わなければならない。

- あらゆる青少年プログラム参加者の親または法的保護者から書面による許可を得る。
- 親または法的保護者に、場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先など旅行に関する詳細を伝える。
- 推奨事項（必須ではない）：居住する家または国から150マイル（240キロメートル）以上の距離を移動する場合、医療、緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などを含む適切な保険に、活動または行事を企画するクラブまたは地区が納得する金額で、プログラム参加者の出発から帰還までの期間、プログラム参加者が加入していることを確認する。
- さらに、青少年交換学生が、ホストファミリーと一緒に、またはロータリーの行事に出席するために地元地域を離れて旅行する場合、または通常は交換プログラムの一環として行われたい旅行をする場合、受入地区は派遣地区から事前に許可を得るものとする。

10. 地区における青少年交換の運営

地区の青少年交換プログラムは、参加クラブと協力して以下を行わなければならない

- すべての来訪学生がロータリー章典の規定によって求められている最低条件を少なくとも満たす保険に加入していることを確認する（受入地区は診察が緊急で必要になった場合即座に手配できなければならないため、学生が十分な保険に加入していることを確認しなければならない）。
- プライバシー保護に関するあらゆる適用法に従って、プログラム参加の後_____年間、_____に参加者とボランティアの記録を安全に保管する。
- 地域内の支援団体や支援サービスの一覧（レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連した法執行機関、LGBTQサービスなど）を各学生に提供する。このリストには以下の連絡先を含めなくてはならない。
 - 来訪学生向け：ロータリーカウンセラー、受入側クラブ会長、受入側の地区青少年交換委員長、受入側の地区ガバナー、および互いに関係がなく、ホストファミリーまたはロータリーカウンセラーと近い関係になく、いかなる問題であれ学生の力になれる、ロータリアン以外の少なくとも2名の支援提供者
 - 派遣学生向け：ロータリーカウンセラー、派遣側クラブ会長、派遣側の地区青少年交換委員長、派遣側の地区ガバナー
- プログラム活動に関する毎年の調査に記入し、国際ロータリーに提出する。
- 緊急時24時間対応の電話番号を学生に提供する。
- 青少年交換学生が関わるすべての事態（虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡など）について、事態を知ってから72時間以内にRI職員（youthprotection@rotary.org）に報告する。
- ロータリー青少年交換プログラムの枠組み外、または地区認定の仕組み外で交換学生を派遣するなど、あらゆる非公認の交換活動を禁止する。
- 審査済みの緊急用の家庭など、臨時の受入態勢を整えておく。学生をホストファミリーから引きはなす際の基準と手順を設けておく。一時的に滞在する予備の宿泊施設を手配する。
- すべての学生の受け入れは任意であることを確認する。派遣学生の親やクラブ会員に対し、学生を派遣する条件として来訪学生のホストファミリーとなることを義務づけてはならない。
- 長期プログラムの参加者には、可能であれば複数のホストファミリーを手配するようにする。プログラム中に3軒のホストファミリーの元で滞在することが推奨される。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、事前に派遣地区と受入地区が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも1家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。
- 来訪学生と派遣学生から毎月報告書を提出するよう求める。この報告書は、現在のホストファミリー、気持ち、懸念、考え、提案などの情報を含むものとする。地区青少年交換委員会は、この報告書に目を通し、プログラム参加者に必要な援助を提供する。



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針の見本

この文書をクリックし、地元および法令上の事情に合わせて方針に調整を加えて使うこと。

網掛けのセクションは、ロータリー青少年交換の認定条件に基づいている。地区が青少年交換の参加資格認定を受けていない場合、これらの項目は削除すること。

留意事項：地元の事情と法律に合わせてカスタマイズし、地元の法律に準拠していることを地域の法律専門家に確認してもらうこと。

第_____地区申し立て報告に関する指針

青少年と接する際の行動規範に関する声明地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

いかなる虐待もハラスメントも許されない。国際ロータリーと地区は、あらゆる青少年交換プログラム参加者の身の安全と福利を守ることに尽力し、虐待やハラスメントを許さない。すべての申し立ては、深刻に受けとめられ、以下の指針に沿って対応しなければならない。

プログラム参加者の安全と福利を、常に最優先しなくてはならない。

定義

精神的、心理的、または言葉による虐待：他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられる。

肉体的虐待：痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

放置（ネグレクト）：青少年の福利に必要なとされる食事、住居、医療、心のケアを提供しないこと。

性的虐待：間接または直接的に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。これには、同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、単独で性的な行動を行うよう圧力をかけること、またはその相手と直接性的な行動に及ぶことを含む。成人と未成年者、青少年プログラム参加者の間におけるいかなる性的行動、または同世代の間におけるいかなる同意のない性的行動も性的虐待とみなされる。性的虐待の例には、のぞき見、公然わいせつ、ストーカー行為、電子的方法によるハラスメントや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれる。

性的ハラスメント：同意したくない、または同意能力のない人に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは行為。時に、性的ハラスメントは性的虐待へとエスカレートし、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、不適切な行為に慣れさせるために用いられる場合がある。性的ハラスメントには次のような例がある。

- 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的なものを含む、個人的もしくは秘密の贈り物
- 性的な性質を持つ言葉による虐待
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的接触
- 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、性的示唆や侮辱を含む言葉

手なづけ：性的虐待を目的として、相手を油断させて信頼を勝ち取るために精神的なつながりをつくること

同意：性的行動を含め、何らかの行為に対する情報にもとづいた、意図的かつ自主的な許可



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

虐待またはハラスメントの申し立ての受理

プログラム参加者から虐待またはハラスメントの報告を受けた成人には、以下が求められる。

- **注意深く耳を傾け、冷静に対処する**：虐待やハラスメントを報告するのは大変勇気ある行動であることを認める。相手を支えるが、中立的な立場を保つ。ショックや恐れ、不信感を表さない。
- **プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える**：事態に歯止めをかけ、他のびと々に同様の事が起こることを防ぐために、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要があることを説明する。
- **事実を収集する際、尋問のように参加者を問いただすことはしない**：誰がいつどこでどうやって何をしたかを聞いて事実を収集する。事実を報告するのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を疑っている、自分が悪いとほめかしている、または自分が信じられていないと取られかねない「なぜ」の質問は避ける。申し立ての報告を受けた成人は、この情報を適切な当局に報告する責務があることを忘れない。
- **中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える**：起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。告発された人についても、学生が慕っている人かもしれないため、批判的な態度を取らない。青少年を責めたり、批判したりしないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、およびこの件を報告したことは勇気ある成熟した行動であることを青少年に伝え、安心させる。
- **辛抱強く、理解を示す**：トラウマを経験した人にとって、体験を詳しく語るのは難しいこともある。できるかぎり、または話せるだけ報告するように励ます。体験を繰り返して説明しなければならない必要性をできるだけ抑える。
- **申し立ての内容を記録する**：できるだけ早く極秘の会話記録を取る（会話で言及された日付や場所などの詳細を記録）。青少年が使った言葉を用いるようにする。

申し立てへの対応

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、直ちに以下の手立てを講じなければならない。プログラムボランティアが行えるものもあるが、地区役員が行わなければならないものはその旨が明記されている。

1. 青少年を保護する

直ちにその状況から青少年を引き離し、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人とのあらゆる接触を避けることで、青少年プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。このような措置は、青少年の安全を確保するためであり、処罰ではないことを伝えて安心させる。

直ちに行動を起こして青少年の無事と健康を確保し、必要であれば医療または精神科医の診察を受けさせる。問題を報告した人および告発された人が青少年である場合、両者に支援を提供する。

2. 申し立てについて適切な当局に報告する

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、必ず、直ちに_____に連絡して調査を依頼し、それからクラブと地区リーダーに連絡する。虐待やハラスメントの申し立ての調査はすべて法執行機関に委ねなければならない。調査はすべて、ロータリーと関係のない当局によって実施されなければならない。

ロータリー内での第一の連絡先は、ほとんどの場合、当局との窓口となっている_____である。この人が、適切な当局に助言を求めることとなる。ただし、申し立てにこの人が関わっている場合、地区ガバナーまたは_____がロータリー内での主な連絡先となる。

地区は、警察または法執行機関による調査に協力する。

地区は、申し立ての報告など、青少年保護に関連した地元、自治体の条例、および国の法令を調べ、あらゆるボランティアが把握していないなければならない法令上の要件を以下に特記する。

3. 告発された人を青少年と接触させない

地区は、問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされる人に青少年プログラム参加者との一切の接触を断たせる。

ロータリー青少年交換学生がホストファミリーの一員について申し立てを行った場合、地区の正式な基準と手順に従ってこの学生をホストファミリーから引き離す。事前に審査済みの別のホストファミリーに学生を移動させる。



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

4. 噂話や非難は避ける

申し立てについて報告すべき相手以外には、誰にも口外しない。調査の間は、当事者全員の権利が守られるように配慮する。地区は、告発を受けた人のプライバシー（極秘情報とは区別される）を保つために以下の手順を実施する。

5. 解決まで見届け、安全対策を講じる

申し立ての事実を知ったあらゆるボランティア（ロータリアンであるかどうかを問わない）は、72時間以内に国際ロータリーが報告を受けようにならなくてはならない。地区役員は国際ロータリーに、随時、状況の報告を行う。

地区は必ず、プログラム参加者（告発された側であっても、告発した側であっても）の親または法的保護者に連絡する。地区は、あらゆる青少年の当事者に、専門家として精神的なサポートを提供する、独立した、ロータリアンではないカウンセラーを紹介する。

警察が調査を行わない場合、または調査により結論が導きだされない場合、地区ガバナーが地区調査委員会を任命する。この委員会は、地区青少年保護方針の遵守を徹底させ、青少年の身の安全が第一に考えられていることを確認し、必要であれば地区の手順を変更する。地区調査委員会は、申し立ての正当性を判断する責任を負わない。このような判断は、青少年保護当局の職員や訓練を受けた警察官にしかできないものである。

地区は、警察により調査の結果について連絡を受けたら、犯罪性があつた場合もない場合も、当事者全員に連絡する。地区は、不適切な行為に関するあらゆる申し立てと告発、最終結果、問題解決のために行った対応を記録しておく。不適切な行為のパターンがあれば、これを見分け、対処しなければならない。



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

青少年プログラム ボランティア申込書の見本

この文書をクリックし、地元および法令上の事情に合わせて方針に調整を加えて使うこと。

留意事項：地元の事情と法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらうこと。

第_____地区 青少年プログラム ボランティア申込書

青少年と接する際の行動規範に関する声明地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努めています。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任があります。

申込書に記載する情報は、当ロータリー地区が身元調査のために外部機関に提供する場合があります。また、身元調査書の入手を申込者本人に要請する場合があります。

申込者に関する情報

氏名： _____

住所： _____

市区町村： _____ 都道府県： _____ 郵便番号： _____

現住所での居住期間： _____

5年未満の場合、前住所をご記載ください：

主要電話番号： _____ その他の電話番号： _____

Eメールアドレス： _____

政府発行の身分証明： _____

(マイナンバー、運転免許証や保険証の番号など)

生年月日(西暦/月/日)： _____

犯罪歴

1. これまでに何らかの犯罪で嫌疑をかけられたか、有罪判決を受けたか、罪状を認めたことはありますか？ はい いいえ
2. 性的、身体的、または言葉による虐待について、家庭内暴力や迷惑行為差止命令、保護命令など、 はい いいえ
裁判所命令(民事、家庭、刑事裁判所を含む)をこれまでに受けたことがありますか？

1または2で「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。また、それぞれについて、命令を受けた年月日と場所(都道府県と市区町村)を明記してください(必要に応じて、別紙を添付してください)。



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

その他の情報・資格・研修

希望する役割／役職： _____

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの会員ですか？ はい いいえ

会員の場合、所属クラブ名と入会年： _____

この役割／役職を希望する理由： _____

この役割／役職に関して、どのような資格や研修経験がありますか？

ロータリーの青少年プログラムボランティアの経験

(必要であれば別紙を添付してください)

ロータリーの青少年プログラムで何らかの役割を担ったことがありますか？ はい いいえ

「はい」の場合、以下に記入してください。

地区： _____ 役職： _____ 年度： _____

担当責任者名： _____

電話番号： _____

Eメールアドレス： _____

クラブ： _____ 役割： _____ 年度： _____

担当責任者名： _____

電話番号： _____

Eメールアドレス： _____

行事： _____ 役割： _____ 年度： _____

担当責任者名： _____

電話番号： _____

Eメールアドレス： _____



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

他団体での青少年にかかわるボランティア経験
(過去5年間。必要であれば別紙を添付してください)

団体名: _____

住所: _____

市区町村: _____ 都道府県: _____ 郵便番号: _____

役割: _____ 実施日(期間): _____

担当責任者名・電話番号・Eメールアドレス: _____

団体名: _____

住所: _____

市区町村: _____ 都道府県: _____ 郵便番号: _____

役割: _____ 実施日(期間): _____

担当責任者名・電話番号・Eメールアドレス: _____

職歴

(過去5年間。必要であれば別紙を添付してください)

現在または直近の勤務先: _____

住所: _____

市区町村: _____ 都道府県: _____ 郵便番号: _____

役職: _____ 入社日: _____

上司の氏名・電話番号・Eメールアドレス: _____

退社の理由: _____

以前の勤務先: _____

住所: _____

市区町村: _____ 都道府県: _____ 郵便番号: _____

電話番号: _____ Eメールアドレス: _____

役職: _____ 入社日: _____

上司の氏名・電話番号・Eメールアドレス: _____

退社の理由: _____



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

身元保証人

(親族を除く。元／現ロータリー会員は1名まで)

1. 氏名: _____

住所: _____

市区町村: _____ 都道府県: _____ 郵便番号: _____

電話番号: _____ Eメールアドレス: _____

続柄: _____ 知り合ってから年数: _____

2. 氏名: _____

住所: _____

市区町村: _____ 都道府県: _____ 郵便番号: _____

電話番号: _____ Eメールアドレス: _____

続柄: _____ 知り合ってから年数: _____

3. 氏名: _____

住所: _____

市区町村: _____ 都道府県: _____ 郵便番号: _____

電話番号: _____ Eメールアドレス: _____

続柄: _____ 知り合ってから年数: _____

地区使用欄:

身元保証人の照会者: _____ 確認日: _____

身元保証人の照会者: _____ 確認日: _____

身元保証人の照会者: _____ 確認日: _____



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

同意事項

本申込書およびあらゆる添付書類に記載された事項はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、審査に不利に働くような情報を隠していないことを私はここに保証します。暴力、性的虐待やハラスメント、またはその他性的犯罪の有罪判決を受けた人、およびそのような嫌疑を受けたことがある人を第_____地区はボランティアとして受け入れないことを、私は理解しています。

第_____地区が、以前の雇用主や身元保証人に連絡すること、かつ、私が提出した正式に認証された公の記録を確認し、警察などの公の記録（道交法違反歴や犯罪歴を含む）を調べて本申込書の記載情報を確認することを許可します。この情報は、私のボランティア適性を判定するため使われることを理解しています。また、ボランティアを務める期間中、いつでもこの情報の再確認が行われる可能性があることを理解しています。私の犯罪歴が閲覧される機会があることも理解しています。

権利放棄（免責事項）

ロータリー青少年プログラムへの採用および参加を約因として、本申込書と関連した身元調査、それと関連した行為、またはその情報により、被免責者の過失により生じる、または私が被るもしくは請求する以下の賠償責任を含む、いかなる請求、損失、損害、損害賠償、費用、身体的傷害、または死亡に対する責任についても、プログラムに参加するロータリークラブ、ロータリー地区、多地区合同組織、およびそれらの会員、役員、理事、委員、代理人、従業員、ならびに国際ロータリー、その理事、役員、委員、従業員、代理人、および代表者（「被免責者」）を、私は法の許す限りでここに免除し、防御し、損害を与えず、免責します。

国際ロータリー第_____地区の青少年プログラム、およびその関係者の定める規則、規定、および方針に従うことに完全に同意します。

暴力犯罪、児童虐待またはネグレクト、児童ポルノグラフィ、児童誘拐、レイプ、またはその他性的犯罪の有罪判決も告発も受けたことがなく、それらに関して精神または心理的な治療を受ける命令を裁判所から受けたこともないことを私はここに確約し、表明し、保証します。

本合意書のいかなる規定であれ違法または執行不能とみなされた場合も、残りの規定は完全な効力を持ちつづけるものとします。本申込書に署名することで、私は本申込書を読み、その内容を完全に理解していることを認めます。

申込者の署名： _____

氏名： _____ 日付： _____



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

青少年プログラムボランティア 面接質問の見本

申込者を面接する目的は、ボランティアとして必要とされる要件を満たすためのスキルがあるかどうか、潜在的に虐待を行う人としての特徴を備えているかどうかを判断することです。また、ボランティアの責務と期待事項を理解してもらうことも目的としています。国際ロータリーは、申込者が青少年との生産的な関係を築く能力を総合的に調べるため、少なくとも2名の面接官が対面式の面接をそれぞれ行うことを推奨しています。面接官は、すべての人に対して同じ質問を用いるべきです。ただし、会話の中で自然と出てきた追加の質問をするのは構いません。同じ質問を用いることで、回答を比較し、一貫した審査を行うことができます。対面式だとより率直な反応を得ることができるため、面接は対面式で行うことが大事です。

以下の質問は地元のプログラム、習慣、法律に応じて修正してご利用ください。

ボランティア面接の質問

1. _____と_____のボランティアに興味がある理由を教えてください。
2. 青少年との活動に興味がある理由を教えてください。
3. 青少年プログラムのボランティアとして自分がふさわしいと考える理由を教えてください。
4. 趣味と、ロータリー以外で行っているボランティア活動について教えてください。
5. 時に、法律や方針を遵守するために、不必要と思われる手続きを踏まなければならないこともあります（申込者がロータリークラブや地区と顔見知りでも、身元照会を行うことが義務づけられる、など）。合理的ではないと思っても規則に従わなければならない経験について教えてください。どう思いましたか。どのように対応しましたか。
6. 規則を破る必要があると思ったときのことについて教えてください。
7. 忍耐力が試されたときのことについて説明してください。どう思いましたか。どのように対応しましたか。
8. 青少年と接した際に忍耐力を試された、または青少年があなたの言うことを聞かなかったときの例を教えてください。どのように対処しましたか？
9. 次の質問は聞きづらいトピックですが、大事な質問なのでさせていただきます。子どもや成人を虐待したり、性的いたづらをしたことはありますか？
10. 子どもの人生に良い影響を与えたと感じたことはありますか？どのような影響でしょうか？また、どうしてそう思えたのですか？



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

11. 難しい決断を下さないといけなかったときのことを教えてください。あなたはどのような行動を取りましたか？
また、なぜそのような決断を下したのですか？

12. [必要に応じて追加の質問]

申込者の面接では、問題があるかもしれないと思える回答に注意してください。その点について踏み込んで聞く必要があるかもしれません。以下は懸念すべき兆候である可能性があります：

- 青少年により影響を与えるためではなく、自分自身のニーズを満たすことがボランティア活動を申し込む真の理由であると思われる
- 申込書に記載されていない関心事を持っているようである
- 青少年との活動に過剰な関心を寄せている（特に、特定の年齢や性別に関心を寄せている場合）
- 難しい状況で間違った判断を下したと思われる
- 難しい状況で平常心を保てないと思われる
- 青少年との活動で適切な距離を保てないと思われる
- 虐待的な行為について直接的に聞かれたときに、言い訳がましかったり言い逃れようとしたりした（ただし文化的な要素も考慮に入れる）



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

青少年プログラムボランティアの身元照会 見本

ボランティアの役割とプログラムの要件によっては、青少年とかかわるボランティアは身元照会を行う必要があります。少なくとも3名の身元保証人に、申込者が希望する役割で青少年とかかわるのにふさわしい人かどうか尋ねてください。身元保証人は申込者の親族であってはいならず、元／現ロータリー会員は1名まで認められます。

可能であれば、身元保証人と電話で話してください（地元の要件に反しない場合）。申込者が希望する役割について伝え、青少年とかかわる活動である点を強調しましょう。申込者の情報と照らし合わせて食い違いや矛盾がないかどうかを調べるために、全員に対して同じ質問を用い、回答を記録してください。

以下の質問は地元のプログラムや法律に合わせて修正してご利用ください。

青少年プログラム 身元照会の質問

1. 申込者と知り合って何年になりますか？ また、どのように知り合いましたか？
2. 申込者が青少年とかかわるところを見たことがありますか？そのとき、どのような行動をとっていましたか？見たことがない場合は、申込者が青少年に対してどのような行動をとると思われるか、思い当たるエピソードを教えてください。
3. 申込者が青少年に寄り添い、親身になれる人だということを示すエピソードを教えてください。そういうエピソードがない場合、青少年との活動にふさわしい人だと思える申込者の資質は何でしょうか？
4. 困難な状況において申込者が青少年に対応するのを見たことがありますか？それはどのような状況でしたか？どのように対処していましたか？そのような状況を見たことがない場合、青少年がかかわっていない場合、申込者がどのような困難な状況に直面したのを見たことがありますか？その際、申込者はどのように対処していましたか？
5. 申込者の判断が適切だと思ったエピソードを教えてください。
6. 申込者がロータリーの青少年プログラムで活動するべきではないと思われる理由はありますか？
7. 申込者についてほかに何か言っておきたいことや気にかかることはありますか？



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

身元保証人と話す際には、問題があるかもしれないと思える回答に注意してください。その点について踏み込んで聞く必要があるかもしれません。以下は懸念すべき兆候である可能性があります：

- 例えば知り合って6か月以内など、身元保証人が古くからの知り合いではない
- 身元保証人が申込者と1年以上連絡をとっていない
- 身元保証人が申込者とは短時間しか会っていない
- 身元保証人が申込者と知り合った状況が、申込者の説明と異なる
- 申込者がかつて青少年と監督なしでかかわることを好んでいた
- 申込者が身体的、感情的に粗暴である、または怒りやすい
- 申込者が成人とうまく付き合えない
- 申込者が指示に従うのを苦手とする



この文書は見本です。地元の事情や法律に合わせてカスタマイズし、法律に準拠していることを地元の法律専門家に確認してもらってください。

参考資料

*以下の資料はすべて英語となります。

Advocates for Youth (青少年を守る人たち) 青少年の権利および青少年団体の責任についての出版物。

International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect (世界子ども虐待防止学会) 様々な国における提携組織の**連絡先**や検索可能な世界の出版物のリストを含む、虐待防止に関する情報源。

Sexual Violence Research Initiative (性的暴力研究イニシアティブ) **性的暴力に関する国別の情報**および統計。

UNICEF (国連児童基金) 青少年の権利の保護に関する情報や青少年が自分たちの世界に影響を与える問題について学ぶ手助けするための**Voices of Youth (若者たちの声)** イニシアティブ。

世界保健機関 (WHO) Preventing Violence: A Guide to Implementing the Recommendations of the World Report on Violence and Health (暴力の予防: 暴力と健康に関する世界報告書の推奨を实践する手引) など、世界中で起こる性的虐待やその防止についての研究。

国別の参考資料

オーストラリア

Australian Institute of Family Studies (オーストラリア家族問題研究所) 虐待防止についての**資料**へのリンク。

英国

Keeping Children Safe (子どもたちを安全に) 国際的な研修資料など、児童虐待予防に関する**情報**。

米国

Centers for Disease Control and Prevention (米国疾病対策センター) 青少年団体のための**虐待防止に関する資料**。

National Center for Missing and Exploited Children (全米行方不明・被搾取児童センター) 児童保護および犯人に対する正当な裁きに関する**出版物**。

National Center for PTSD (心的外傷後ストレス障害全国センター) 米国退役軍人省による**子ども時代の性的虐待の影響**に関する、親および青少年プログラム主催者向けの情報。

Nonprofit Risk Management Center (非営利リスク管理センター) ボランティア主体の青少年団体向けの**資料**など、非営利団体向けのリスク管理に関する情報全般。

Pathways to Safety International (安全への道インターナショナル) 海外旅行中の米国人にサービスを提供し、海外で対人暴力、ジェンダーに基づく暴力を受けた人を支援する団体。

Rape, Abuse, and Incest National Network (RAINN) (レイプ・虐待・近親相姦全米ネットワーク) 米国最大の性暴力と戦う団体で、全米性的暴行ホットライン・プライベートオンラインチャットを24時間営業で提供。

WINGS Foundation (WINGS財団) とその家族に関する全米・地元の**情報**。

本手引きに関するご質問やご意見がある場合は、
以下にご連絡ください。

Rotary International
Programs for Young Leaders
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698 USA
Eメール: youthprotection@rotary.org
電話: 1-866-976-8279 (米国番号)

